

第九部

第一回参議院農林委員会會議錄第五号

付託事件

- 農地調整法の改正に関する陳情(第一號)
- 物價基準及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に関する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に関する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に関する陳情(第十四號)
- 水利組合試験課に関する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第四十六號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十一號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第五十九號)
- 農業者の農業技術者給與國庫補助に関する陳情(第六十一號)
- 新炭生産のあい路打開に関する陳情(第六十二號)
- 茶葉振興に関する陳情(第六十三號)
- 農業用電力料金の引下げ及び換地處分経費の全額國庫助成等に関する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出政策改善に関する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に関する陳情(第七十號)
- 農地委員会の經費を全額國庫負擔とすることに關する陳情(第七十三號)
- 林道飯田、赤石線開設に關する請願(第七十七號)

○主食需給計畫の根本的改革に關する陳情(第七十四號)

○養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第七十六號)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第七十七號)

○農業者の農業技術者給與國庫負擔とすることに關する陳情(第八十號)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十四號)

○愛知縣豊川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とすることに關する陳情(第八十九號)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十一號)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十七號)

○農作物の「養蠶週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第一百二號)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百五號)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十九號)

○養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第一百十六號)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百十九號)

○食糧政策に關する件

昭和二十二年八月七日(木曜日)午前十時三十八分開會

本日の會議に付した事件

○食糧政策に關する件

○食料品配給公團法案

○油糧配給公團法案

○委員長(橋見義男君) それでは只今から委員會を開催いたします。本日は、午前中は大陸昨日に引き続きまして、本年産米、その他甘藷、雜穀等の供出對策について、農林當局の方から最初いろいろ御説明のありました。それから、十分に質疑を交し、又國會の方からの意見も十分に伺つて參考に資したい。こういうような御所見の御開陳もあつたような次第でありまして、從つて本日は、大體午前中でその問題を打ち切りたいと思ひますが、各委員の方から十分御質疑なり、又御意見の御開陳を願ひたいと存じます。それから午後一時頃から農林大臣が出席せられるようでありますので、これ又昨日留保になつておりました公團關係のことを中心にいたしまして、農林大臣と質疑を交したいと思ひますので、そういうふうにお取り運びを願ひたいと思ひます。食糧問題について御質疑等がございますればどうぞ……

○門田定藏君、今度の食糧供出問題についての原案をお伺ひしたいのです……

○政府委員(井上長次君) 今取りに行つております。

○羽生三三君、先日の農家の保有米の問題でありましたが、經營面積によつて選増するという問題で、この間自分の意見を申し上げましたけれども、この前も申し上げましたように大體經營面積の多い方は、收穫目標を上廻つた場合に

おきましては、面積の多いだけ自分の收穫になるので、その必要はないのではないかと私申し上げたわけでありましたが、併し面積の多いだけ又投下勞力も多くなるわけでありまして、これは或る程度やはり考慮をしなければならぬではないでしょうか、從來例えば田植時期、或いはその他の投下勞力に對しましては、これは地畛的な問題かも知れませんが、例えば田植時の加配米と、そういうような形でその季節的な投下勞力に應じて、そういうものが配られたと思ふのであります。そうであるから、その經營面積に必要な投下勞力が増ばくであるかというところはわかると思ふのであります。それに必要なる限度で……もし強いて必要があると思ふればその限度であつて、三百六十五日全部に保有米を取るといふような考え方をしたくなくとも、私はその經營面積に必要な投下勞力の凡その限界というものが想定された場合に、ここに問題が片付くと思ふのであります。それでつまり私は、收穫目標を下廻るような經營をやつておつちや困るので、故に收穫目標を上廻つて貰はなければならぬ。この場合には、先程申し上げましたように、經營面積の多いだけ自家保有が餘分に取られるわけでありまして、年間を通じて全部選増的に自家保有を許さなくとも、この必要な投下勞力を算定いたしましたし、各町村單位の食糧委員會が民主的にこれを決定したらいのじやないか。私はこういうふうな考へております。

○政府委員(片柳眞吉君) 非常に御研究になりました御意見を拜聴いたしました。有難うございまして。大體私共も實は司令部の方ともいろいろ共同研究をやつておる最中でございまして、勿論この經營面積に應じて、或る程度選増的に保有量を殖やすという場合におきまして、御指摘のように、大體一段歩當りなら一段歩當りの投下勞力の調へがあるわけでありまして、これは直接の投下勞力と、それから自給肥料等を作る勞力等を合計いたしましたので、大體まあ二十数日というふうな調へがあるものであります。

○羽生三三君、段當りですか。

○政府委員(片柳眞吉君) 段當りで、段當りで、例えば三十五、六日の勞力を要することになりますれば、それに相應して一定の勞務加配の趣旨で保有量を殖やす。こういう考へ方で現在も研究いたしておるようなわけでありまして。ただ問題は、非常に經營面積が大きくなつて参りました場合には、自家勞力だけではできませんので、結局一部は他の勞務者を日働いた。さういふことにならうと思ひますが、この他の勞務者を日働する場合は、その日働すべき分まで保有に認めますか、或いはこれは保有量では認めない、詰り農繁期の勞務加配として別途に配給するといふことがいかにどうかは、これは尙研究して見たいと思つております。大體考へ方は、御意見のような段當に要する實際の投下勞力を調

「陸上は價格と同じような扱いになると思ふのであります。そこでこの獎勵金を何時決定するかという問題であり、甘藷が、これは早稲米と早稲甘藷の兩方を一様に決めて頂きたいという意味で、今いろいろ研究をしております。先程お話がございましたように、早いものは今月中にも出て来るというわけであり、遅いものから、はつきりした時日はまだ折衝等の關係もあり、それから確定的なことは申し上げられませんが、大體今月末或いは来月早々には何とか決定して参りたいというふうに考へております。」

○河井第八君 獎勵金の問題、結局交付する金はいかなる名目をしてしましても、やはり價格というものについて、の目標が確定しなければ、そういうものは、本當に國民が信頼する政府の政策というにはできないのであります。そういうふうに考へます。今長官の御説明があつたごとく、或いは神奈川縣、或いは大阪府あたり、随分早く獎勵金を出してあります。そういうものに拘わらず、八月の末でなければというやうなことは、私は甚だ、政府は折角食糧問題について骨を折られる以上、どうも遺憾に考へられるのであります。」

それともう一つ失禮であります、もつと甘藷に對する御研究を本當にやつて頂きたいと思ふのであります。これについては特別にお願いいたします。それから馬鈴薯につきましても、私共農村において一〇〇%の供出は疾うにしました。併しそれに拘わらず代金の支拂のないがあるのであります。こういうやうなことは、凡そど

んなに政府が一生懸命になつて農民の道義心を刺戟せられなくても、これはどうも甚だ農民としては不滿に考へるのであります。只今お話があつた早稲甘藷の獎勵金も、八月の末に決めるというやうなことであつては、やはりこれはいかに、こう考へます。その點については甘藷の成熟して行くその實情の研究と共に、もつと適切な方策を立てて頂きたいということをお願いして置きます。」

それからもう一つ米と甘藷、どうせ米を以て主食とする關係から、甘藷を主食の代りに供出させるということであり、米と甘藷との養分の相當率をどういふふうに見ておるか。それが早稲甘藷において、例へば九月十日の場合、十月一日の場合というやうな時期において、どういふふうにするか。相當率を見てもおるかということ、これは品種によつて皆違ふのであります。政府はそういうことに關してどういふふうにお調べになつておるか。もう一つは成熟したる甘藷と米との養分の對等率をどういふふうに見ておられるかというやうなことを御説明願ひたいのであります。併しこれはかなり専門的であり、何か表を掲げて委員諸君に配つて戴きたいと思ふのであります。いかがでしょうか。

○政府委員(片柳眞吉君) 米と甘藷とのカロリーなどの比較の點であります、今手許に資料を持つておりませんが、これは正式な調査をいたしました。書面をお配りしたいと思ひます。勿論完全に成熟した甘藷と早稲甘藷の場合との養分の含有率等も相當違ふと思ふのであります。勿論この調査もあると思つておりますが、ただ品

種なり、或いは早稲甘藷の時期等によつて、これは理論的には差等を付すべきと思つておりますが、なか／＼配給上そこまでの細かい操作も困難でありますので、現在御承知のやうに、米一石、甘藷百六十貫というところで、平均の率でやつております。御指摘のカロリー等につきましては、別途書面でお配りいたしました参りたいと思つております。今の全體の調査をいたしましたは、米の百グラム當りのカロリーが三百五十一カロリーであります。それに對して甘藷は、勿論これは品種等によつて違ひが参りますが、平均して二百二十カロリー、まあこういうことで現在はやつておるやうなわけであり

ます。○河井第八君 私はこの食糧問題について、供出の問題、それから配給の問題、今國民が生きておるのが不思議だと思ひ程切迫しておる食糧問題であり、まずから、供出の問題或いは配給について眞剣な討議をなさるというところは、これは當然なことであると思へます。積極的に食糧増産、これならば國民が生きて行けるという方策を先ずこゝへ御發表になつて、そうしてそれと併行して供出なり配給なりの政策を検討して戴きたいと思ふのであります。結局二百萬トン足りないから、これを進駐軍の厚意に頼つて辨じようというやうなことになるであらうと思ふが、私は政策の立て方によつては、食糧は國內で立派に自給自足ができるのだと、こういうふうに私は考へておるのではありません。或る時期に自分の意見を發表して戴きたいのであります。併しこれはこういう微細な點に互つて検討をすればする程、實際國民は憂鬱

になつてしまつて、將來への力とか、氣力というものはなくなると思ふのであります。願わくば、積極的に本當に増産ができるという方策をこつて戴きたい。その方針は、政府も本當に推進して戴きたいということを申し上げて置くのであります。それにはやはり私は甘藷、馬鈴薯によるべきものだと思います。結論を持つております。殊に私は馬鈴薯につきましてはまだ研究が未熟であります。甘藷につきましては、馬鈴薯よりも或る程度研究しております。これによつて國が救われるのだ、自給自足ができるのだということを私は考へておるのであります。そういう希望を申し上げて置きます。只今政府委員から承りました御説明では、早稲甘藷の甘藷に對してもまだ政府においては御研究は十分でないように考へますが、これらにつき、もつと適切な方法をとつて戴きたいということをお願い申上げて置きます。」

○羽生三十七君 私も今の河井委員の御意見と同様で、結局供出問題も重大であります。更に重大な問題は今後の日本の農業經營の問題だと思ひます。これは他に適當な機會があると思ひますので、その際に述べさせていただきます。一つお伺ひしたいのは、これは私の誤まりかどうかと思ふのであります。或いは地方によつて違ふ事情があるかも知れませんが、甘藷、馬鈴薯等を農家から供出を求める場合には、米換算百六十貫だと思ふのであります。これが消費者に渡るときには百四十貫だと思ふのであります。この理由を一つ承りたいと思ひます。

○政府委員(片柳眞吉君) お話のやうに、供出の場合に百六十貫で、消費者配給の場合には百四十貫ということでは、昨年度やつておりましたが、實はこれはさつぱらんに申上げて参りますと、カロリーから申しますと、大體百四十貫で支拂はないやうであります。従前は供出した同じ率で消費者にも配給いたしておつたわけでありましたが、昨年の食糧事情等が苦しくなり、ましたので、消費者との關係は百四十貫ということに臨時にいたしておるものであります。これはできればやはり百六十貫でやつて行きたいというふうに考へております。百四十貫で大體支拂はないやうであります。それと多少差額附會になります。それが、理窟を付けて参りますと、芋のことであり、参りますから、百六十貫で買つて百六十貫で賣りますと、途中の腐敗、或いは月減り等の關係で、その邊の若干のロスを見込まなければならぬというやうな關係もあり、ますので、これは僅かな理由であります。これは飽くまで消費規定として、苦しい時の止むを得ざる措置ということでこれをやつておるわけであり

ます。○羽生三十七君 それで御註文があるものであります。本年はそのロスの場合には他に適當な消費者負擔の方法があると思ふのであります。併し石換算で二十貫というものが生産者から出たものが消費者に渡らぬとすれば、消費者としては重大な問題だと思ふのであります。本年は、消費規定という問題もあるでしようが、できるだけその額をなくすること、なくすることができれば、できるだけその額を少なくす

るようにして戴きたいと思ひます。
○政府委員(片柳眞吉君) それはできただけをどうしようにいたしたいと思ひます。

○板野勝次君 供出の問題に終んで強権發動の問題について一つお伺ひしたいと思ふのであります。強権發動に付きまして、農民の生産意欲というものが非常に低下して、従来の米作農民もその一例は轉作しておると言われておるのであります。例えば青森縣であるとか、あるいは山形縣などでは、土地の放棄の傾向が現われて、そうして青森縣の耕作地帯では、七ヶ村で二百町歩に及ぶ耕作放棄があるのだというふうなことが傳へられておるのであります。それに對して政府は具體的な實情を掴んでおられるのでしようか。そしてその数字とそれに對する政策とを伺ひたいと思ふのであります。

それからもう一つ、福岡縣の朝倉郡の三輪村ですが、これは多分當局の方にも陳情があつたのではないかと思ふのですが、部落民に對する差別的な強権發動がなされようとしておる。それに對して政府は實情を御存じなんだらうかどうだらうかということですが、それから第三番目に、強権發動によりますところの取調への件数は、二百件を超えておると言われておるのであります。起訴され、検察された数は大體どの位に上つておるのでしようか。それから起訴、検察された者に對してはどういうふうな對策を持つておられましようか。

それからそれに關聯して、政府の今度採つた米穀法の制度というふうなもの、食糧管理法を政府自身が破つたものではないかと思ふのですが、それ

に對する見解をお伺ひしたいのであります。

○政府委員(片柳眞吉君) 最初の御質問はあとで政務次官から大きな問題でありますからお答え願ひたいと思ひますが、第二點の福岡縣朝倉郡の三輪村であります。これはまだ私は報告を受けておりませんので、尙調べて行きたいと思ひます。まだ私は承知をしておりません。

それから第三點の起訴件数の點につきましては、司法省の方から連絡がある筈でございます。若し必要でありますれば数字を以て別途お答え申し上げます。それから米穀法に對する制度の點は、これからいろいろの見方があると思ひますが、我々としては實情を掴み上げて御指摘のやうに、政府がみづから食糧を買入れて賣却をいたすという見地から見ますれば、多少食糧管理の弊害といふものがあるか、これが多少そういう方向を崩したといふやうな點は確かにあると思ひます。ただ一應法律的な解釋をいたしましては、一〇〇%を供出した農家が、自分の緣故者に自家保有米の中から贈與をいたすという關係で、これは一應食糧管理法の規定には勿論抵触いたさないわけでありまして、實體論としては御意見のやうな御批判も一部はあり得ると思ふのであります。法律論としては、自家保有米を緣故者に譲渡したという關係で、それから縣外移動につきましては特別關係法令を改正いたしました。あの限度までは發効できるというふうな法令を改正しておりますので、法規の面からは一應合理的である。こういうふうに考へております。

○政府委員(井上良次君) 強権發動の問題に關して特に青森、山形等の例を挙げられて御質問でございまして、政府といたしましては、本年度の供米對策を實行することによりまして從來と

か問題になつております。この強権發動を今後できるだけなくしたい。強権發動をせなければならぬ供米對策であつたのでは意味がないのであります。従つて十分耕作農民と納得の上で供出對策を立てるというのを基礎にいたしてあります。ただ從來特に今御指摘の地域が強権發動の重要な對象地となつた所以は、これらの地域が單作地として農家經濟の裏付けが十分に行われてなかつた。これらの地域は、農家經濟の中心が米作農家中心になつておる。従つて、その米の割當がどう決められるかということとは農家一々年間の經濟に重大な影響を持つておるといふやうな、農家の實質的な考へ方と、それから政府の考へております食糧全體の調整と上に食い違ひの生じた結果から起つた問題でありますので、今後政府としては單作地帯に對する十分の裏付けをいたしまして、本年以後においてははかどくのごときことの起らないやうな處置を考へております。尙假に、政府はいろいろ具體的な農家經濟に對する裏付けをあらゆる手を講じていたすにも拘わらず、又供出割當が合理的な方法において行われるに拘わらず、正當の理由がなくして供出割當を完遂をしない場合には、これは遺憾ながら強権措置をとらざるを得ないのであります。併しそれを行つ場合は、飽くまで府縣及び町村の食糧委員會の協力を求めまして、それらの委員會がこれ

はどうしてもいかにないという場合に限りて行いたいと考へておるやうな次第でございます。今後の取扱については十分注意いたしたいと考へております。

○板野勝次君 只今戴きました書類と關聯して來るのですが、供出制度について民主的に行なつて來ればさういふ強権發動等の必要もなくなつて來るのです。ところがこのお示しの供出對策要領案から参りました。供出割當の基礎になりましても、豫想收穫高と推定實收穫高の決定というものが作物報告事務所、食糧事務所の一方的な調査によつて行われて來て、農民の意思というものは十分には取入れられていないというところが一つ、それから食糧調整委員會というものが一應公選の形をとるやうになつておりましたが、その權限というものが上からの割當の範圍内のみにおいておる。この調整に過ぎないの、府縣中心の食糧委員會というものが官公の單なる諮問機關に過ぎないもので、さういふ供出機構といふものは、結局天下り割當を合理化するための單に「一層民主化する」とは言ひながら民主的な偽裝に止まつておる。さういふ點から見れば、もう少し食糧調整委員會といふものが決定權を持ち、更に供出等の問題についても非常な紛糾を來す等の場合には、公聽會を開いて飽くまで民主化の徹底を期するといふやうなことが、強権發動等を繰返さないやうになる點ではないかと思ふのですが、その點に對する見解をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(井上良次君) 本年行います豫想收穫の的確なる把握をいたすに當りまして、その調査方法が一方的な機關において行われて、農民の意思を十分反映することが困難ではないか。又一方それに基いて實收穫との上における割當を行つ場合に、さういふ機關を設けておるけれども、それは民主的の偽裝ではないかといふ一つのお考へのように伺ひましたが、政府としてはさういふ腹黒い考へ方ではない。いかにすれば現在の日本の食糧事情を農民の人も理解をして貰ひ、又農民みづからその汗水垂らした耕作農作物を喜んで納得して出して貰うかといふことを基礎にして考へておるのであります。そのためには飽くまで耕作農民が納得するといふことが條件にならなければなりません。従つて政府におきましてはその收穫高把握に關する措置の(一)と(二)を讀んで戴きたいのであります。(一)の(四)(五)とありまします(一)と(二)をお讀み下さい。ならば、よくその事情がおわかりになると思ひますが、町村において調査機關の行つた調査の内容方法は、市町村又は部落の代表者、若しくは生産者等に公開し、その公正なることを認識させることに努めるというところが(一)に讀んであります。このことが一番大事な問題であります。いかに立派な調査を行いましようとも、又いかに民主的な割當を行いましようとも、このことが市町村、部落の代表者、又は生産者等にこれが公正適當なものとして確信されなければ駄目でありまして、この點を政府は特に重要視してやりたいと考へております。尙さうしてやりますか、何と申しまして、やはりいろいろの關係で、村と村との關係が不均衡な状態を來して問題を起す場合がございまして、町村間の不均衡や、部落

府縣間の不均衡は、その次に書いてあります(四)の事項においてこれを調整したい。即ち作物報告事務所長及び食糧事務所長は、必要に應じ、調査に關し、府縣、市町村長、食糧調整委員會、農地委員會、農業會、農民組合等の意見を聴くこととし、又調査班を編成して、合同調査を行う等の方法により、市町村間の均衡を圖る様務めること、といふことが(四)に謳ひてありますが、かゝるごとき方法によりまして、大體その正確さを期したい。併しこれを決めて假に確信いたしましても、更にこれだけで一方的な決定といふことになつては問題でございますので、その次の(四)の條項において、作物報告事務所長及び食糧事務所長は調査の結果を作物報告委員會に諮り充分検討の上決定する。かういふ文句が書いてございませう。これらのことによりまして、今板野さんから御心懸になるような點は十分防止できるのではないかと考えております。尙この食糧調整委員會の運用及びその性格等については、ここに書いてあります通り、従来の食糧調整委員會の構成といふものが、得てして天不りの一方的な選任に見られる機關のように考えられましたから、一番下部組織は大體これを選任をいたしまして、つまり選挙によつて委員を決める。更に特に重要な方々に對しては委員をいたす。かういふ方向と二つを以てしまして、この委員會が民主的な構成を持ち、且つ運用できるような方向にいたしたいと思ひますから、決してこれを民主化するための一つの偽裝機關として政府は運用しようといふ考えはございせんから、御了解を頂きたいと思ひます。

○板野勝次君、その點は、民主的に偽裝されておるといふ點は、只今の御説明で、いふ／＼民主的に運営されるようには一應なつておるけれども、根本の元締めになる面が、結局最後の決定權は官僚機構が握つておるので、人民の側から公正妥當な方法が最後まで貫徹し得る途が拓けていないので、その點は、やはり官僚機構が嚴として控えておるために、それを突き破つて民主的な意見が貫徹するといふ方向がないから、民主的な偽裝である、かう言つたので飽くまで最後まで人民的な方向によつて決定されるということこそ私は供出の民主化ではないかと思ひ、そゝういふ點に政府が十分意を用いて貰わないと、一應は民主的に運営されるように、どの項を見てもなつておるけれども、最後にその決定されるべきには、農民の意思、全體の人民の意思が無視されて、官僚の機構によつて決定される。この弊害を除去して貰いたいと思ひます。そゝういふ點が、今不十分にしか説かれていないように思ひます。

○政府委員(井上真次君)、今の御意見は、一應は農民の意見を聴くことになつておるが、最後の決定權は政府が持つておるのじやないか。それでは農民の意思は中途で頓挫してしまつて、結局天下り割當になるじやないか。かういふ言葉のように承つたのでありますが、勿論その割當に對しましては、農民の眞實の聲を我々は聴きまして、而して妥當公正な方向にこれを決定するといふ行き方を採らなければなりません。そゝうかといつて、農民だけの利己的な主張だけに基いて供出割當を我々は決めるというわけには参りませ

ぬ。國全體の食糧事情というものと視み合せて、そゝうしてあらゆる角度からの公正な調査をそれに參考として、これならば誰が見ても納得し得る確かな數量であるといふことを以て認めて頂くといふやり方を採らなければならぬ。そのので、飽くまで農民の意向は尊重して、そゝうしてそれを基礎にして、我が國の食糧の需給狀況と視み合せて、公正妥當なるものを決めるといふ行き方になければ、食糧政策は立たないのでありますから、この點は一應御了承願ひたいと思ひます。

○板野勝次君、今私が申したのは、農民だけじやなくて、いふ／＼な各層から出て来た代表者によつて決定されるという意味で、農民の一方的意思によつて供出を片づけようという意味じやないのです。

○政府委員(井上真次君)、その點は、一番しさいの、中央食糧委員會といふのがございませう。この中央食糧委員會の事項を讀んで頂きますと、その點がお分り下さると思ひますが、委員は國會議員、生産者團體、消費者團體の代表者、學識経験者等より政府これを委嘱し、會長は農林大臣とするといふことになつておりますが、この委員會は、次に書いてあるような事項を決定するのであります。従つて大體この委員會の決定したことを下部の各委員會にお諮りをいたしまして、この委員會にかけられるまでは、下部から出て來て來る組織になりますから、これによりますならば、衆參兩院の専門的の議員の方々を委嘱し、或いは農業者、或いは農家復興會議、或いは農民組合、農村協同組合、或いは都市の消費者團體の代表

者、その他學識経験者等を以て、國最高の中央食糧委員會を構成するのでありますから、この委員會で、大體全國の各都道府縣の食糧委員會の調査報告を待ちまして、これで公正妥當なるものを決めるといふ行き方をいたしたいといふのが政府の考え方でありまして、板野委員の考へておられる點は、この點で、大分御了解を得るようにはなりませんがと思ひます。これをどう運営するかといふ問題が一番問題なのであります。十分民主的な方向を誤らんやうに、政府としてはいたしたいといふ、かういふつもりで参ります。

○門田定藏君、簡単に、先日から質問があつたことですけれども、重ねて質問したいと思ひますが、この生産者價格についての割當ですが、農家の經濟の維持できるような生産者價格を設定するといふことですが、この間も話がありまして通り、何といつてもこの農家の經濟を安定させるという點については、農民の勞賃といふものを織込まんとしないと、全然農民の所得といふものは成立たんとお思ひのようですが、先刻もお話のあつて通り、二十日乃至二十五日に對する農民の勞賃について、政府はこれをいかなる考を持つておられるでしょうか。政府のお考えを承りたいと思ひます。

それからこの間もありましたが、地方に對する割當についてですが、大體農村委員あたりの意見もありましたが、地方に對して大體の割當をするといふことは、よくこれは考慮すべき問題であつて、我々數十年の農業の経験によりまして、地方のいふ所は、成程自由經濟時代で肥料が十分にあつた時代には、その地方を十分に發揮することができたんですが、近來、戦争のために肥料が非常に生産が少くなつたために、その地方も本當に發揮することができなかつた。これをよく考慮して、そゝうして今年の割當については、實收を本位とする。これは地方がいかによくても、實際に收穫のない所が澤山ある。年によつてはこれまで地方のよがつた所が悪くて、東京の悪かつたような所がいふ所があるんです。この收穫の割當については、これは根本をなすものであるからして、地方と實際の收量といふことを的確に調査して、一方に偏せんやうに、十分なる調査を要すると思ひます。これについて御意見がございしたら承りたいと思ひます。

次はこの米作の單作地帯ですが、單作地帯について或る程度考慮するといふことではあります。我々は鳥取縣なり他の縣を廻つて見ますと、單に單作地帯については、他の方面に畑とか何とかの耕作をしておる場合も澤山ある。そゝうして稲一毛作であるからして、それに相當なる手心を加えるといふことは、……水田は一毛作であるけれども、その他についてどれだけの耕作をしておるか、畑の作物についてどれだけの耕作をしておるかといふようなことをよく十分にこれは調査した上で、ただ單作であるからして、これは二毛作とは加減する。手心するといふような、輕卒な割當であつてはいかんとお思ひます。これらについて政府のお考えを承りたいと思ひます。それから次は段畑割當の問題であります。段畑について、段畑を成る程多く作つておる人には、ある程度まで考慮するといふことが考えられ得るけれども、實際を

調べて見ますという、家族が少く土地を多く作つておる人がある。これらの人は段畑について重税を置いて割當をするという、家族が少いのに、段畑を多く作つておる人は、保有米を減らすことになる。そうしてその結果は横流しする米が殖えて来る、又一面においては米價もこういふふうにならなうて来るし、自家の勢力だけでなくして、勢力を備入れて段畑の多く耕作して行く人がある。これら段別のみによつて段畑を多く作つておる人によつて、割當をやるということになると、これらの弊害が起つて来ると思ふ。本年は聞くところによれば、大福の米の値上になるから、相當の勢力を上げて耕作をしていこうとする所がある。これらのことを十分調査して、供出の根本をなすところの割當が誤まらないようにして頂きたいと思ふ。これらについていかなるお考えであるか。當局のお考えを承りたいと思ふ。

○政府委員（井上長次郎） 米價の問題についてお尋ねがございましたので、この算定の基礎になる一つとして、勢力並びに富力を除くということ、富力を減くという御意見でございますが、政府として、當然勢力及び富力といふものは加算をして貰ふなければならぬという意見を、我々は強く主張したいと考えております。ただ今日豫想されております米價といふものの算定の基礎が、昨日も物價廳の第二部長からお話ございました通り、勢力、富力はその算定の基礎に入つてない。ただ農家が農業經營をいたす場合に必要なる資材及びその家庭生活にな

くはならぬ主要生活必要物資、こういうものを當時の物價で基準量を算出して、それから現在までの騰貴率を見て、一定の基準量を出すというこの行き方は、いふ／＼これには我々としても意見があります。従つてこれは昨日委員長からお話ございました通り、この問題につきましても、物價廳と農林省との間でもつと議論をいたしまして、そうして十分政府としての一定の新米價にいたす意見を纏めまして、皆さんにお諮りするようにならうかと、こう考えておりますが、本日はこの程度で御容赦頂きたいと思ひます。尚その他の長官からお答えいたします。

○政府委員（片柳實吉） 肥料の減少によつて當然これは米なりその他の生産高に影響がありますことは、これは當然でありますから、これは從來におきましても農事試験場等の調査に基づきまして、例えば本年度段畑五割なら五割であれば、どの程度の減収になるかというところは、當然從來も考慮に入れておるのであります。併し尙この點は、今後の割當につきましても、特に御指摘の點は注意もして行きたいと思つております。それから單作地帯の考慮につきましても、御意見であります。が、勿論私の方でも、いわゆる世間にいわれております東北なり北陸が單作地帯である。こういうことであります。が、それ以外の地域におきましても、同じ縣内でも勿論單作地帯も當然あるわけでありまして、この邊も當然均等に得るような方向で單作地帯の考慮を全體的にやはり考へて参りたいと思つております。それから最後の點は先程も羽生委員

に對して私からお答えいたしましたところでありまして、家族が少ないにも拘わらず經營面積が多い場合におきまして、經營面積全部について段畑加配を見て行きますれば、自分の家族の食べ以外に相當プラスが残るわけでありまして、それがやがて横流し等の原因になることも十分承知しておるのであります。そこで私先きに言ひましたように、例えば家族が五人であれば、それによる、自家勢力による最高の經營面積が例えば何段歩というふうに限定いたしました、その限度までは程度的に保有量を認める。それを越した分は他の勞務者を雇ひ入れるということになりましようから、その分については別途に勞務加配等考慮いたすということもどうであらうかということ、實は研究しておるのであります。これは私もその點は全く同様と思つておりますから、その點は十分一つ研究して行きたいと思つております。

それから先程他の委員から御指摘の點は非常に重大な點でありますから、私も一言附加して御答え申上げて見たいと思ひますが、實は生産見込を付けるにつきますれば、從來も非常に苦心をしておるのであります。そこで私の考へといひましたのは、從來は供出等に關係のある食糧検査所であるとか、その他の要するに供出等に關係のある機關がこれを決定しますと、どうして一方に偏するといふ嫌いもありまして、これはどうしましても、今後の方向はすべて供出にも何にも無關係な、純粹無色の立場で農民の意見も聞き、或いはその他の各方面の意見を公平に聽いて、無色の立場で生産見込を決定する。こういう方向以外に私は

ないのではないだろうか。こういうふうには實は考へて、そのラインから作物報告事務所といふものも一應できたわけでありまして、勿論現在の機構では直ぐ様をこまでは行き得ない状況でありますから、本年度は便宜的に從來やつておりました食糧検査所系統が作物報告事務所の方に應援いたします。食糧管理關係の役人が生産見込高の決定にタッチをするということから手を引いて参りたい。むしろこの作物報告事務所の系統を經濟的方面から或いは人的の方面から十分これを補充して、丁度裁判官といふような立場において、純粹無色の立場において生産見込を決定する。無論この場合におきましては、農村なりその他の意見は十分聴きます。又、又みずからでもできるだけ精密な客觀的な調査もいたしまして、ともかくも供出なり配給なりには無關係な純粹の立場において決定をする。こういう方向を強化する以外にないのではないかと、いふふうに考へておるのであります。この點は私共も非常に悩んでおる問題でありますので、現在考へております考へ方を申上げまして御参考をいたします。

○岩本哲夫君 ちよつと關係される事項と飛び離れて誠に恐縮であります。が、農家の自家保有米に對しまして新たる檢討が加えられることは、御提出の書類等で窺われるのであります。が、加工、消費等においても随分科學的な割當なり、或いはカロリーであるとかいつたような問題も、現在押詰つて實行されておるような實情から見まして、農家の自家保有米の原則について、實際主要食糧の耕作勞務者、耕

作に従事する農耕委員と、農家の家族である實際の耕作に従事しておらない家族とがあるわけでありまして。然るに現在までは一律一體に四合割當という工合になつてゐるようでありまして、この際こうした自家保有量の調整をなさる御意思があるならば、今仰せになりましたように、實際米作或いは主食の耕作勞務に携はれる農家に、四合で足りなければ五合でも六合でも加配を行い、實際農耕に従事せざる家族これは實際あるものであります。が、こうしたものはこれは一般消費者と同様の二合五斗の基準を決めるということ、非常に消費者方面においては意見が出ておるのであります。但しこれらの方においても農業者であるとか、出來秋等においては、それ／＼やはり手傳いをするから、その手傳いをする日數の割合に應じて勞務加配はこれは又必要であります。が、原則としてはこういうことがやはり必要ではないか、これをやらぬ限り、いわゆる飯米農家と稱するものが今度の農地法改正に伴い非常に澤山廻り込むという氣配もある實情等から、これらに對する根本的な御考慮が願へないものかどうかが一つと、それから第二は、供出割當の基本的原則といふものは、どういふ點を以て割當供出の基本的な原則としておるのかどうか。農家の生産收量から農家の自家保有量を引いたものに對して一定の割合を出しているようでありまして、ややともいたしますれば、本食糧年度及び昨食糧年度の政府の割當の供出の實績を見ますれば、需給上非常に困難だから實收額はこれであるが、こういう割當をしようという手心が、需給状態において加えられておる。ど

これが原則であるか一向明瞭を缺いてお
るのではありません。實收額から自家保有
量を差引いたものを全部糧食供出とす
るのか。それに對しては一定歩合何十
パーセントを以て割當をするのか。
若し何十パーセント割當をする場合に
は、殘餘のものは農家再生産經濟上必
要なる……間接税としては申さないが……
必要なる物交として、政府は暗に配
められているのか。潤いとして認める
のか。認めておくとすればそれに對す
る適當なる措置が講ぜられなければなら
ん筈であります。この間における
どうも基本的な原則はわからないので
あります。この際伺いたい。もう一
つ最後に私は、食糧行政と警察行政
の不一致から、これはもう實收額の査
定においても、供出割當の上におい
ても、或いは供出成績の上におい
ても、或いは輸送の上においても、加工
の上においても、配給の上においても
も、消費の上においても、随分各府縣
でんぐばらぐの警察行政が行われ
てゐる。勿論法に準據されておる警察
權の發動は悪くないわけでありませ
うが、併しながら、その各府縣各
銘々の實情が、或る府縣は供出に對し
て非常に嚴重な所がある。或る所は百
パーセント出せばと聞かぬといふ
警察の行き方もあれば、或いは縣外
に出すのを取締るものもあれば、縣内
に入る買出しを引捕えるものがある。或
いは加工の方面においても、酒類關關
造といつたようなものの取締りの點で
ありますとか、これはもう配給、消
費、加工、生産、供出、實收額の調査、
各般に亘りまして現下の最も重要な食
糧政策、國家の運命を支配するといつ
たような食糧對策に對して、あれこれ

管理法についてもこうしたことをする
のは結構であります。併しながら内
務省が携わつておる食糧警察行政とい
うものと、農林省が主宰する食糧管理
法を基礎とする食糧行政とのどうして
もびつたり来ない點が、いかに生産者
を苦しめ消費者を惑わし、或いは現在
の食糧事情を混亂に陥れ、割り切れ
ないものが多数に出ておるか知れない
のであります。

この食糧行政と警察行政と一致させ
る方法はないものか。異くば我々
は食糧關係の專門の警察を農林省に委
嘱する。農林省がそれを把握するよう
な制度、これはもう生産から、調査か
ら、輸送から、加工から、消費から、有
らぬものを、食糧關係を一貫する十
分こうした點の事情に通ずる警察官制
度を別途に農林省が把握したらどう
か。そうでなかつたならば、警察行政
と食糧行政のものと一致した方法を全
國的に統一して貰うか。これが現在大
いなる世間の非難となり、これが食糧
行政を混亂に陥れている事實でありま
すから、こうした點における根本的な
考え方を是非とて頂きたいと思いま
すが、これに對する御所見を伺いた
いと思ひます。以上。

○政府委員(片柳真吉君) 第一點の農
家保有量の點で、農家の人で例えれば役
場に勤めておられますとか、農會に出
ておるとか、いろいろな人について、これは消
費者というふうな立場において農家と
しての保有量は認めないで、一般消費
者なみの保有で行けという御意見と大
體承知したわけでありましたが、さよう
な意見も實は我々も現在いろいろ問題
としておるのであります。まだ
結論に到達していませんが、ただそ

これまで行きますと、やはり朝夕歸つ
て来て、自分の家の手傳いもいたしま
すとか、或いはお話のように農業者
には或いは役場を休んで自分の家の農
事を手傳うというふうなこともありま
すから、なか／＼同じ家族の中でど
の人も農業者と見、そうでない者を
消費者に見るというところが理論上は
一應成立立つと思ひますが、實際上
の判定においては相當のやうに困難性
もあると思ひます。この點は向十分
研究をして行きたいと思つておりま
す。それから供出制度の基本的原則と
いいますものは、これは冒頭に政務次
官からお話がありましたことで大體御
了解と私は思ふのであります。お話
の生産見込よりも實收高が殖えた場合
における措置等についての御質問であ
りました。要しますに從來の供出
制度で行きますと、農家がいろいろ
努力をして米なり麥を澤山作ると、作
つただけ供出に全部取られてしまふ。
この邊が今後の再生産に非常な影響
もある。こういうことを是正して行
きたいというのが今回の制度の一番の
狙いでありまして、やがて農業者の
整法の思想も大體同じ趣旨で法律が制
定されると思ふのであります。従い
まして生産見込よりも實際の實收高が
殖えた場合にはおきましては、これ
は昨年の米のように、實は自發的供出
といひながら、實際上は強制に近いよ
うな供出をするというふうなことは、
これは避けて参りたいと思ふのであり
ます。それは一定の報奨施設等の誘引
によつて、自動的にこれを出して頂く
ということで、これを無理矢理取ると
いうことではない方法で處理をし
て行きたい。従つて若しこれを出さな

場合におきましては、勿論法律上の
問題にもなりませんし、それだけ自家
保有には彈力性が出て来るのでありま
すが、ただ出さない場合に、これを全
然放置していかうかは一つの問題
と思ひます。これを法制上取るわけに
は参りませんが、それをど／＼横に
流したりすることについては、これは
當然取締をして行かなければならませ
ん。やがて相當實收がとれておりなが
ら殆んど供出がなかつたという以上
は、やはり或る程度はその後の食糧の
供出についても、一部の考慮にはやは
り加えて行かなければならぬのじやな
いかというふうに考へておりますが、
とにかく努力してできたものを強制的
に追加供出のような恰好で取るといふ
ことは、これははつきり止めて参りた
いというのが、大體今回の制度の眼目
と考へておるのであります。

それから第三點の食糧行政と警察行
政との關係であります。この點は
頗るむづかしい問題と思ふのでありま
すが、勿論從來からも食糧行政の遂
行につきましては、内務省その他警察
關係方面とも十分連絡をとつておるつ
もりであります。これは食糧行政と
警察行政とをあまり一體化するとい
うようなことが、却つて今後の供出面
にいい影響があるかどうかは、相當私
にいたしましては疑問に思ふのであり
ます。むしろ飽くまで食糧行政は御審
議のような、かような方向でやつて参
りたいのであります。裏の方に警察
行政の實權を隠して食糧の供出その他
の行政をやるといふことが、却つてど
うだらうかというふうな感じも持つて
おるのであります。ただ警察の力が非
常に農村等では、食糧管理方面ではそ

これまで手の及ばないといふような事例
も聞いておるのであります。我々の
一部の意見といたしましては、或いは
村におります食糧検査員等につい
て、食糧管理法の範圍内において、或
いは一部の警察權を附與したらどう
うかといふような意見も出ておるの
であります。丁度鐵道の官吏に一部
の取締的な警察權を附與しているとい
うようなことがあるわけでありませ
ん。やがて同じようなことをやつたら
どうだらうかといふような意見もあり
ます。が、實は私にいたしましては、
先程言つたような趣旨から、末端の食
糧検査員に、一部ではあれ、警察的な
權限を附與することが、どうも現在の
實情では却つて弊害が多いのではない
だらうかといふことで、むしろ私は、
連絡はよくして行きたいと思つており
ますが、食糧行政の中に警察權限をこ
の際導入することにつきましては、私
はむしろ否定的な考へを持つていま
す。けれども、尙この點は十分研究
して行きたいと思ひます。

○佐々木鹿藏君 私には河井委員と同意
の意見を持ちます。根本の食糧増
産という對策が十分にやられる國內の
自給自足體制が確保できなければ、何
年でもかようなことを繰返して、窮乏
な生活をしなければならぬといふこと
になるのであります。そこで政府は、
參議院、衆議院において食糧増産の
みに専念する食糧増産對策委員を作る意
思があるかどうか。これをお尋ねいた
します。

それから第二點は、昨年の供出未了、
割當供出未了の農家に對しての處置は
どうか。この處置いかによつては、

今後供出さるべき食糧が供出不振に終る虞れが多分にあると思ふのであります。それについての御意見いかに。

向昨日の委員会において、政務次官が供出の超過はないような方向に行きたいといふことでありました。供出に對する獎勵、超過に對する獎勵はとりたくないといふような御意見のように聞いておりますが、この要綱を見ますと、超過供出については報奨金を以て當てるということになっておりますが、これはただ金のみで結末をつけるのか。従来のごとく國民の必要物資を報奨に當てるのか。これについて伺いたい。この三點をお尋ねしたい。そうして私の意見を更に加えたいと思ひます。

○政府委員(井上長次君) 最前河井委員及び佐々木委員から、原則的に國內の食糧の自給體制を確立せよ。そのためには國內においてあらゆる手を盡して、増産の方法を確立することが絶対に必要である。これは少くとも食糧問題で頭を悩ましてゐる人々は、全部の人がそう考へることでありまして、當局である政府といふことは、この國民的な意見を大幅にとり上げまして、積極的には開墾の計畫を大々的に立て、干拓の計畫を大々的にやる。更に又既耕地の多收穫の方法に對する非常手段を講ずる。又主要食糧であります米麥、それから芋類、雜穀、これらの増産に對しては、それ〴〵必要なる手を打つておるわけでありまして、今後あらん限りの力を盡して、政府といふたしましては食糧の自給體勢を國內においてあらゆる方法に全力を注ぎたいと考へております。従つてこの立前から國會議員の各位の方々が、この食糧非常

骨痛のために特別委員會を設けて計畫を立て下さることがありますならば、政府は進んでこれらの機關に對しての御協力をお願いしたいと考へておりますし、又そういう機關が設置されることを政府は切望するわけでありまして、ただ國會には御存じの通り參議院、衆議院に農林委員會が常任委員會として設置されておりますので、この兩常任委員會において、今佐々木委員から發言がありまして、今佐々木委員が積極的な國家計畫としてとり上げられて立案される方向に御討議下さることを、政府としてもお願いをいたしたいと考へます。

尙その次に、二十一年度産米の政府割當に對する未供出分に對してどう處置するかという御意見でございますが、これに對しましてはそれ〴〵都道府縣の知事にお願ひをいたしまして、できるだけその未供出分は供出を完了して貰うし、萬一未供出ができない場合は代替食糧において供出を完了して貰いたいといふようなことをお願いをいたしておる次第でありまして、政府としましては供出の未了分につきましては、できるだけこれを完納する方法をとつて、一〇〇%完納した者と、完納できなかった者とを不公平を是正することに努めておる次第であります。但し天災地變その他の事情によつて止むを得ない者に對しましては、その事情を考慮いたしまして、これは止むを得なかつたという處置をとりたいと考へておるのであります。

第三番目の超過供出に對する報奨制度についての御質問でございますが、昨日私が申し上げました點は、超過供出に非常に重點を置きますと、政府が一歩大きくこの食糧自給體勢の上で握るとし、それから農家の一〇〇%完全供出というものに狂ひを生じて來ますから、政府といふことは一〇〇%供出に全力を擧げて、これで大體農家の經濟も成り立ち、これで又次の再生産の方向も確立し、又國の食糧自給體勢も確立するといふことを堅持して行きたい。それから残ります超過供出の分については、それは時に農家の感情でございまして、これは對してはそれらに相當の報奨の制度を設けて補いたいといふところの氣持を持つておるのであります。政府の食糧行政の根幹は飽くまでも一〇〇%供出にある。それで大體年間の需給推算を確立したいといふ見地を明らかにしておいて、それ以上超過分に對しては農家に對する農民の心に應えるの處置を講じたい。こういうつもりでおるのでありますから、御了承頂きたいと思ひます。

○佐々木康藏君 只今の次官の御答辭に對して、一〇〇%供出せしめる割當をしたといふ御意見に對しても、私も誠に同感のことであつて、非常なゆとりのある供出方法をお決めになることは却つて供出をうまくできない方法になると考へますが、私のお尋ねしたのは一〇〇%以上超過供出した者に對しては、この要綱では報奨金、金といふことになっておりますが金だけで報奨をおやりになるのか、或いは物を出しになるのかといふことをお尋ねいたします。ついでにもう一つは一〇〇%までの供出は當然であると見ておるか。或いは九〇%まで供出した者に對してはもう一歩一〇%の供出を促進するために、何か具體的な案があるのか。そういう點を更にお尋ねいたします。

○政府委員(井上長次君) 一〇〇%以上の超過供出分に對して、政府は報奨金を中心にするか、報奨物資を中心にするかというお尋ねのように伺ひました。大體政府といふことは報奨金を中心にして行きたいといふ氣持であります。併し實際上農家の要望もございまして、又希望のこれに對する物資の割當も配合をせまして、報奨物資として農家が喜び得るような物資が揃めざるならば、それを提出する處置を講じたいと考へております。尙この九〇%まで供出ができた。後もう一〇%で一〇〇%になるから、これを更に拍車をかける一つの手段として政府は何か考へておるか、どういふお尋ねでありますか。政府はこの際九〇%から一〇〇%への完遂を來す處置を今こう考へておるか、どうかといふことを言明をせたいと考へます。これは却つて一〇〇%供出の上にいるから、弊害を生じて來る考へ方を與えますから、これは後でゆつくり檢討を加えて、御意思に副いたいと思ひます。

○島村軍次君 今度の對策を迎つて考へますと、政府はこの原案をお立てになりましたのに、相當苦心のあつたことは想像されるのでありますが、先程板野議員からお話のありました問題がどうも割り切れぬ問題が残つておる。何となれば民主化といふ問題に對して、その一環が結局作物の豫想報告と實收報告であるといふことになつて、この調査要綱によりまして、ここに報告事務所長及び食糧事務所長は必要に應じ實收高に關し意見を徴するとあります。それから次に作物報告委員會に諮り十分検討の上、自己の責任においてこれを決定すると、そこでこれらの事務的處置を通じて考へますと、結局食糧局長官の御答辭の根本の趣旨は分りますが、決定は結局この事務所長並びに作物報告事務所長により、而も今度の要綱の例で、作物報告事務所長と作物報告委員會の關係がどうなるのか。つまり作物報告委員會といふものが、最後の決定をやる。それから尙、割當については、むしろ前内閣當時において自治的供出ということが言葉に使われておつたのであります。今度の内閣においては、一層民主化するといふ言葉が使つてあります。結局割當方法は中の段階においては、委員會制度で形は民主化されるようでありまして、やはり天下りのものである。農民はそれに甘んぜねばならぬといふ點が相當あるように受取れるのであります。實際のこの運行に當つて、作物報告事務所長なり、或いは作物報告委員會といふものの運営を本當に民主化することをやらなければ、本當に民主化することゝは、それらに對しては事務的にどういふふうなお考へをお持ちになつておりますか。お伺ひしたいと思ひます。それから尙この農民の心理を我々が付度して考へますといふと、やはり推定實收高及びその實收高によつて割當を受けるといふことは、或るべく早く割當をすると言われますが、併し結局不安の状態は從來と變らぬと思ひます。

それから尙この割當に對する公正、町村別間の公正、部落間別の公正を期することが、これが今日の割當制度の一番難しい點であるといふことが遺

體である。この見地に立ちまするときは、私は先般の委員会で申し上げたように、この地方というものは、あまり理論的に置き置くことは、これは適當でないとか、いや非常にこれに重きを置かざるというところに對しては、議論の餘地はあろうと思ふのであるが、ちやうともう一遍繰返します、重要な點でありますから……この地方の點に對して非常に重きを置くというところに對しては、先般申し上げたように食糧局長官と意見を異にしておるのでありますが、併し公平ならざる劃當というものが、結局このこの要綱に上つておきますように、調査班を編成して合同調査を行う等の方法によつては、なか／＼均衡を得ることはできんと思ふ。何となれば、私の縣でどういふふうなことをやつたこともありましたが、なか／＼この責任の歸屬というものが、不十分であるといふこと、一片の要綱によつて統制を圖るといふペーパープランではなか／＼それができんと思ふ。それはやはり豫想收穫高或いは實收高というものの他に地方要素というものの調査がないから……といつても、これは調査のあるところもあるし、又多少の調査の不十分がありましようとも、これを採り入れておつて数年後において完成するといふ積極的な態度に出で貰ふことを私は強く主張したいと思ふ。その點に對して重ねて御答辯を願いたいと思ふ。

それからもう一つは、部落を對象とした劃當に對しては、從來やつたりやらなかつたり、又今日の一貫した思想といふものは、個人を對象にして、おりますが、實際の事務については市町村長が、責任者になるといたしまして、市町村長はこの各個人間の農林省でお考えになつたような問題を算術的に計算するのには、係員は数日又は十数日を要し、食糧事務所或いは作物報告事務所からの御指令によつていろいろな要素を加味するためにも、非常な困難を來しておるのであります。従ひまして、基礎數字ができればわけのないようなことではあります、部落に行きました場合には、この劃當が理窟通りに必ず參らぬというものが今日の實情であります。又この方法を探るということは、事實問題としては非常に困難性を伴ふものじやないかと思ふのであります。そこで部落でほかされ個人劃當が行われるということになると思ふのでありますが、部落に對する、或いは實行組合その他に對する取扱をどういふふうに今後お考えになつておられますか。以上三點についてお伺ひたいと思ふ。

○政府委員(片柳眞吉君) 生産見込をつけるという點につきましては、先程も板野委員に私からお答えをいたしました、實はこれは供出の基本的な問題でありますから、非常に今日までも、實は苦勞もいたし、又適當の方法がないかといふことで研究して参りました。今後の方向につきましては、先程私から申上げたような作物報告事務所というこの機構をできるだけ擴充して、食糧管理行政から分離した、しっかりとした機構として、各般の情勢を調査をした上で、ここで一つ無色な決定をして貰いたい。併し差當りは或いはそも参りませんので、本年度は便宜的に私の方の食糧検査員を作物報告事務所の調査に應援をせよといふ暫定の措置をとらざるを得ませんが、この點はできるだけ一つ私の方でも作物報告事務所の機構の擴充と相待つて、手を引いて参りたいといふことで、先程も申上げたのでありますが、そこで實は從來からも、實際から言ひましても、町村から出て來る數字が相當低いといふことは、遺憾ながらこれは争ひのない事實であります、而も又その申告の度合いにつきましても、町村によつて相當のこれは凸凹があるのであります、どうしてもこれはその凸凹なり過小評價の點をできるだけ直して行きたいといふことで、本年度の調査要綱も決定したわけでありまして、各町村別の生産見込につきましては、要綱にもありますように、市町村の調査機關の報告に基いて作物報告委員會に諮つて決定をいたす。それから都道府縣なり全國のものは、これは委員會において十分審議の上決定をするといふことになつておるのであります、ただ生産見込を作ります場合には、これはやはり委員會ではあります、多量決定決定するといふような筋合では私はないと思ふのであります。飽くまでこれは客觀的な生産見込をそこで十分審議をいたして頂きたい意味でありますから、島村さんから御指摘になりましたような委員會の人員等につきましては、これはできるだけ實情に明る人なり、又公正な立場から判定のできる經驗者を加へまして、この間に遺漏のないようにして行きたいと思つております。この點がさうなる實は私といたしまして、むずかしい點と考へておるのであります、この點は委員會の委員の人員等につきましては、十分これは獨斷に陥らないような

方向で、委員會の委員の選任なり又委員會の運営を期して参りたいといふふうに考へておるのであります。それから地方の點につきましては、これは私も島村委員のお説に勿論反對ではないのであります。實は耕地の實面積と地方の調査につきましては、一つ根本的な調査をやつて参りたいといふことを從來からも私は考へておつたのであります、その點は何ら私といひましても反對の意見は毛頭持つておらないのであります。ただ遺憾ながら今日におきましては、縣によりましては地方調査を農業會等の方によつて相當整備されておる所がありますから、そういう點におきましては、これを十分活用することにつきましては異存がありませんが、ただ全國的にこれを見ることにつきましては、全面的な調査がありませんから、この點はできるだけ早い機会にこの地方調査を完成して参りたい。この間も島村委員から御意見がありましたから、歸りまして統計調査局長と相談をいたしまして、いろいろ御意見も傳へておるのであります。少なくとも農業生産調整法が施行されますと、播付前なり或いは植付前なり生産見込を立てるわけでありまうから、これはどうしましても地方調査がなければ精巧なる生産劃當はでき得ないことは申すまでもないのであります。農業生産調整法の完全な運営を期する點からも、できるだけ全面的な地方調査をやるべきだと思つておるのであります。これは統計調査局とも十分連絡をいたしまして、できるだけ早くこの地方調査の完備しまする上に豫算その他も努力をして行きたいと考へております。

第三の御質問の點であります、部落の使ひ方でありまうが、やはり實際上は部落を通じて各人別の劃當をする方向にどうしようもなると思ふのであります、その間にはいろいろ村の委員會なり或いは部落に於いていろいろ家族の員數なりその他につきまして、事務的ないろいろな調査を要することは當然と思ふのであります。實は現在でも極く僅かの委員會の助成費が出ておりますが、これでは問題になりまうので、できるだけ委員會の助成費を出して参りたい。實は農業生産調整法でできます委員會には相當の豫算が通ると思ふのであります。これが通りました場合に於いては、或いはその豫算を取次ぐこの委員會の方にも通して参りたいといふことも、密りに話を進めておるのであります。尙私の方で食糧検査員を通じて、各農家の食糧管理責任を實はこれは相當整備をしておるのであります、これは各農家の經營面積なり、或いは家族の員數なり、或いは家畜の頭數なり、これらを出來るだけ整備するといふことを今やらして参りますから、これらの食糧検査員の持つておられます食糧管理責任につきましても、私は資料を十分に提供して、委員會の運営に協力をさして頂きたいといふふうに考へております。

○岡村文四郎君 各委員からいろいろ御質問がありまして、大體お尋ねしたい點は終つたように見えますが生産調査は最も基礎を固む重要な點でありまして、これはできるだけ限り民主化した方法でやらなければいかんといふことは十分お互いが承知いたしておるま

す。そこで生産調査と供出というものを一緒に考えてやりますと、これは間違つて来るのであります。作物の調査は實にむずかしいものでありまして、我々百姓が自分でやつて見ても、この品にはこれだけのものがとれるというのを豫想をしても、秋になつて落ちてくるものがあります。非常に多いこともありますが、これはよがらによつて左右されますが、土地は、一等地の地質は少々悪くても作物が落ちないが、悪い土地は少し作が悪いとどんと落ちる。又豊作になりますと土地の上下が割合に隔たりがない。肥料を多くやつてもその効果さえも見えないというのが百姓の現状であります。そこで調査をして徹底的に数字を掴んで、政府が安心をしてこれだけのものがあるというものの自信を付けるためには、大いにやらなければならぬことである。ですから、これはどこまでもできるだけ實情に近いものを探つて貰うようにして貰いたいと思ひます。ところが供出をさせるということにつきましては、理窟や警察權でさせるということでは、これは絶対に相成らんのであります。又昨年同様のことを繰返して、強權發動も止むを得ないやないかというところに相成ると思ひます。これは農家の中には決して悪戯がおらんとは申上げられませんが、止むを得んと言われておりますが、私は強權發動をしなればならぬようにさせる政府、又國會に携わる者が甚だ不都合だとかように考へておりますが、本年は絶対にそういうことのないように、喜んで出すようにして貰いたい。百姓は作つたものを何年も蓄えて置いたり、賣いは腹へやつたりしようということ

を決して考へてはおりません。どうもいろいろ御議論を承りますと、百姓は作つたものをどこへやるかわからんということであるが、百姓としては自分の作つたものは必ず出すに決まつております。又必ず出させるようにするものが政府の責任であり、我々の責任であると思ひます。是非共に出させるように考へる願ひなければならぬと思ひますが、政府に百姓がこの際喜んで出すようにする何か考へがあるかないか。無暗に調査ばかり重きを置き、供出にはばかり重きを置いて、出させることの話をだまされんからわかりませんが、どうすれば出すという何か案が立つておるのであります。百姓は何のために作物を作つておるかということよく考へて貰いたい。そうすればすぐわかる。どうか百姓の喜んで出す方法を考へて貰いたいのであります。それから割合以上の供出に對しては、いろいろの報奨をする考へのように見えます。先刻大官は餘りその點は考へておらんというように承りました。私は割合以上のものに對して特殊のものは要らぬと思ひます。出せるものは全部出して貰うという行き方で、喜んで出すようにすれば、要らぬことではあります。それはよくないことではありますから、全部出すような方法を講ずることが第一であつて、それさえできれば、萬事オライであります。その考へがどうなつておるか、お聴きたいと思ひます。

○政府委員(井上夏次君) 問題は、いかに立派な技術や要綱を作り、命令を出しても、農民が喜んでその耕作物を供出するという處置を講じなければならぬのではないかと御意見でございますが、全くその通りであります。政府としてはそのためにここでわざ／＼貴重な時間を拝借いたしまして、どうしたならば農民の方々が政府の割當を妥當と考へ、且つ耕作されたものを喜んで出して呉れるかということについて、皆さん方のお智慧を拜借しておるような次第でございます。大體政府といつたしましては、問題の骨子は、農家が今日のインフレと闇の嵐の中において、どうして農家の經濟を確保して再生産にいそむことが出来るかといふ、このことを堅持しなければ供出問題は解決できないと考へております。だから政府といたしましては飽くまで農家の生活を確保いたしまして、再生産を行ひ得るに役立つ方法をあらゆる點で講じまして、この政府のためならば、この内閣のためならばという大きな信頼を有する農業政策を實行することによつて、供出問題は具體的に解決する途が開けることと、こう私共は考へて全力を注いでおる次第であります。従つて本年二十二年度産米、甘藷、雜穀等に對しましては、今お手許に示してありますような案件によりまして、できるだけ農家の期待に副う對策を確立して、速かに實行したいと考へております。是非これらの案件に對しまして、皆さん方の率直な御希望と御意見を承わり、更によく農家の得心し得る對策を立てたいというのが政府の意向であります。御了承願ひたいと思ひます。

○岡村文四郎君 時間がありませんが、詳しく申上げませんが、私の考へておることと違ふのでありますが、分けて申上げる積りで、政府當局では現在のままで供出を計畫し、いずれの價格に決めるか存じませんが、どうにか再生産のできる價格に決めれば、闇の買出しがなくなると考へておるかどうか。

○政府委員(井上夏次君) 米價を中心にして他の農産物價の問題につきましても、これは農家の經濟を確立する基本的なものでございまして、従つて政府といたしましては、この米價が國の經濟の原則となつて参ります。今後日本の再建の基礎的な土臺もここから出發されると我々は考へております。だからこの米價問題を他の工業生産品と對等に取扱つて、これを農家の經濟、農家を取り巻くところの社會情勢の一切を無視して、單なる机上の科學的計算に基づく米價決定には賛成できないのであります。従つて我々としてはこの米價が今日の他の諸物價と睨み合せ、闇とインフレの嵐の中に立つておる農家の經濟をどうして守るかという、この問題が一應經濟的にも政治的にも解決される方向に確立しませんと、今年の産米供出には重大な影響を來すと考へております。従つて私共はこの問題を非常に重要視して、これを速かに關係當局と折衝いたしまして、決定したいと考へておりますが、それは飽くまで米を一〇〇%供出して貰うという農家の考へ方に立つて、又日本の食糧供給全體の上に立つてやりたいと考へておりますから、御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(橋見義男君) どうでしよう。時間も食費時間が過ぎたようですが、これで休めたいと思ひます。午後一時半から開會いたします。

午後零時三十分休會
午後一時五十分開會

○委員長(橋見義男君) それでは午前中に引續きまして委員會を再開いたします。現在豫備審査のために付託されております食料品配給公團法案と油糧配給公團法案につきましては、法案の内容の審議に入ります前に、一番根本の問題であります統制方針として公團の形式をとる必要があるかどうかというところが、當初から問題になつておつたことは御承知の通りであります。これらの品目について、それ／＼の需給事情から見まして、統制をする必要があることは明らかでありますけれども、併し今申しますように、その方式として公團がいかどうか、適當かどうかということが問題で、先日來食品局長から一應事務的の御説明を伺つたわけですが、尙盡きないところがございますので、かねて委員の皆さんからも御希望がありまして、農林大臣を中心として突き進んで質疑をいたしたいということで、本日農林大臣の出席を煩わした次第であります。農林大臣も衆議院とこちらで、又その間隔時間等があり、お忙しい際でありますから、でただけ大臣が御出席になつておる間に有効的に審議をいたしたいと思ひますので、さういふ意味合でできる限り時間を有効にお使い願ひたいと思つております。最初にそれだけお願いしておきまして、審議に入りたいと思つております。

○岩本哲夫君 農林大臣にお尋ねいたしたいと思ひます。只今委員長から公團の性格、方式等につきましてのお話もありましたが、又先般の委員會において食品局長よりその内容のいろいろのことにつきまして承つたのであり

ますが、私はこの際原則的に尋ねたいことは、片山首相が將來の經濟統制の在り方は民主的に行き旨を再三再四述べられておられるのであります。又この新しい國會における各黨、各議員におきまして、その經濟方式についてはすべて民主的統制を主張して、すべての選舉に臨まれ、その政策を明らかにしておつたのであります。然るに今般のこの公團方式の内容をどうに承りますか、私的獨占禁止法による代りの手段として、只今の公團方式を設立されるところに行き方は、一應論としては成り立つか知れないが、政治的の從來の責任或いは傾向において、この資本を否定するや否や、或いは認めないや否や、いづゆる正當な事由を認めないや否や、この官廳組織、官費組織で、こうした重要生活必需物資配給の業務に當るといふことについては、非常に政治上においても矛盾があると思ふのであります。その方面からの御示達になつたものも、承るものであります。その深さと幅というものの程度がまだ委員會においては明瞭に指示されておられない。私的獨占禁止に代るべき措置を、事業者がいろいろ、この統制方式の團體を指し、或いは配給統制を行ふことは私的獨占禁止法に抵触するわけであり、それが、それに代る官費組織といふものが、果してこれに代るべき正しい行き方であるかどうか。ひとしく民衆なり社會情勢は決してこれを歡迎しておられない。こうした事由において、果してこの政府統制、官費統制のこうした方式が適當であるか。事業者主にあつた者でも、こうした方法はとり得る餘地があると、十分我々は

承知いたしておるのであります。この點について先づ伺ひたい。第一と、それから第二は、獨占禁止法において石油、石炭等の公團が設立されたが、これはその時の政治情勢等を承りますれば、やがて解散、選舉、或いは非常な短時間の審議期間等における、いわゆるドサクサにおいて、十分審議を盡さずしてやつたといふことは御承知の通りであります。而も獨占禁止法におきまして、こうした社會情勢、政治情勢といふものと、今石油、石炭公團が出たからこれも同様の取扱ひでというふうな筆法には參り難いものがあると思ひますが、私にさういふものが分れた觀念において、さういふことを承りたいと思ひます。第三は、これらの私的獨占禁止法に抵触するといふ統制會社、組合等の解散を命ぜられたことにつきまして、果してこれらの機關が私的獨占禁止法に抵触する經濟機關であつたかどうか、つきましては、重ねて検討を要するものがあると思ふ。即ち今回の食料品公團、油糧公團等に包摂せられんとする舊事業團體は、決して私的獨占禁止法の條文に全部は該當しておらん。一部は抵触する疑いがあるかもしれせんが、これは見方によりましての相違であるかもしれせんが、とにかくその原料なり製造なりといふものは、政府が割當製造の命令を出されて、政府は政府の指示する團體においてこれを引續がれ、政府が割當計畫をしてこれを配給の手段に移す。尙價格においても、資材正においても、すべて政府の命令によつて執行する事務連絡機關に過ぎないのであつて、決して私的に利益を

獨占して、公益のために大いに害のある措置をとつたかといふことにつきましては、極めて疑問を有しておるのであります。この私的獨占禁止法に、どういふ工合でこれらの包摂せられんとする團體機關等が抵触したとおるかどうかといふことを先づ承ります。又大臣の御意見によりましてお尋ねいたします。○國務大臣(平野力三君) ちよつと第一の質問にお答えするについては、ちよつと連記を止めて頂きたいと思ひます。○委員(梅見義男君) 連記を止め(連記中止) ○委員(梅見義男君) 連記を始め○國務大臣(平野力三君) 従いまして今般現下の状況に鑑みて、かような公團法によることが適當であるといふ結論に到達したものであります。しるばし民主的な統制を主張しながら、かような官費的なことのみによるといふことはどうかという御質問であります。これは考えようであります。而も、かような重要物資であつて、而も非常に數量が少いのでありますから、勢いかような統制方式をとることが、横流れであるとか、闇であるとか、或は配給の公平化を期するといふような點において、現段階においてはこれがいい、かように思つておるのであります。

○國務大臣(平野力三君) これは見解の相違になると思ひますが、然らば、岩本さん御指摘のように、單に民營と申しまして、これ又過去の經驗から申しまして、なか／＼うまく參らんのでありまして、私共といたしましては、にはなか／＼むずかしいと思ふのであります。大體においてこの際從來の配給機關に對して、殊に指定重要物資については、新たな配給方法をとることが、日本政府といたしましては妥當であるといふ見解に基づいたものであります。もとより尙この點について、もつと掘り下げて、十分に從來の半官半民統制會社がなぜ獨占禁止法に觸れるかといふような點を、はつきり法的に、御希望でありますならば、尙研究の上御答へいたしたいと思ひます。○岩本哲夫君 この現下の情勢に鑑みて、半官半民の諸統制機關が私的獨占禁止法に抵触するや否やの嚴密なることは、尙調査されるという言葉でありましたが、それは假に別問題といたしまして、現下の情勢に鑑みて、いふことにつきましては、お説によりますれば、需給上、或いは闇横流れを防止するため、或いは官費組織で、需給、闇の取締等の圓滑を期するといふ具合の十分な御確信があるかどうか。この現下の情勢に鑑みて、いふことについては、何故かといふ官費統制によらなければならぬか、民營によつて國家が管理しても必ずしも悪くはないのであります。むしろ現下の情勢は、民營にして國家が管理するのが現下の情勢ではないかと思ふのであります。この點につきましての御見解を重ねて承りたい。

○國務大臣(平野力三君) これは見解の相違になると思ひますが、然らば、岩本さん御指摘のように、單に民營と申しまして、これ又過去の經驗から申しまして、なか／＼うまく參らんのでありまして、私共といたしましては、かような品目を扱うのは、一應がよる公團方式によつて遺憾なきを期して行きたい。もとよりこの運營に當りましては、從來非難をされましたような、官吏が國民に對して非常の不親切であるとか、或いは又官費機關であつて、にちもさつちもならないといふやうな、さういふ苦しいものではない、この機關に携はるところの人的要素としては、十分その間の業界に精通した人を以て構成いたしました。いづゆる從來の官費、いわゆる役人が仕事をすることの弊害といふものは、この公團方式からは抹殺を拂拭をして行きたい、かように私は考へております。○岩本哲夫君 又重ねてなんであります。現在の社會情勢といふものは、さういふ官費組織によるものが、さういふ不圓滑に、或いは物が滞滯に陥るというやうなことは、これはもう一般常識であります。さういふ一般政治情勢、社會情勢の反對を押し切つてまで、政府はあくまでこれを敢行する考である。更に嚴密に抵触するかどうかといふことを精査して見るといふお話でありましたが、又當らなかつたら他の方法によられる御趣旨でありますか。この二つの點について…… ○國務大臣(平野力三君) 重ねてお聞きであります。私は非常な萬全を期する意味において、尙研究すると申しましたが、大體において私的獨占禁止法に抵触するといふ解釋をするのであります。又いかにもこれが民主的でないといふお説であります。例へば米の供出制度等の問題についても、民主的民主的とは申しますけれども、アメリカから輸入食糧を受けて、政府自體

がすべての食糧に對して配給というものを統制いたして行きます。この現在の食糧行政の段階においては、やはり民主的々々という言葉の名の下に農民に割當をしたりして行くといふことはできないのであります。やはりここに官製のものがありますことは、現在の食糧行政全體が輸入食糧に仰ぎ、仰いだものを公平に配給するといふ立場をとつてゐるような私としては、現在の食糧行政全體が輸入食糧に負つたものを公平に配給するといふ立場をとつてゐる點において、私としては現在はこの方式によることがよろしいと、かように考えてやつておる次第であります。

○中野實登君 只今の岩木委員のお説に私も同意であります。現在幾つております半官半民の統制機構でさう國民は非常な不満を持つてゐる。而も今回の國會が眞の民主化された國會であるといふことに國民全體の大きな期待がかけられておるところへ、今度のこの公團法は半官半民を進展しつゝ全然官吏統制になつてゐる。その官吏統制をやつて國民がどこまで納得するか。國家經濟における利害が、どういふ利害があるか。もう一つ運輸機構に對して先程大臣のおつしやつたように、横流れを防ぐとおつしやつたが、どういふ程度で官吏統制にすれば運輸の横流れを防ぎ得るかという點を、はつきり國民の納得のゆくような御説明を伺ひたいと思ひます。

來の半官半民の統制機構より、かように農林大臣の名の下に任命いたしますところのこの機關、これは相當に公共性を持つてゐるのであります。もとよりこれが先刻來申す通りに、いわゆる官吏的な、人民に對して不親切であるとか、或いは痒いところに手が届かないとか、或いは痒いところに手が届かないと思ひます。これが半官半民よりも公共性を持つて來るという意味において、並びに横流れを防止し又公正なる配給を期するといふ點は、私は確たる信念を持つてゐる。従つて御指摘のような點は十分尊重しながら、この運用のよろしきを得て行きたいと思つておる次第であります。

○中野實登君 現在の配給機構と新公團法による配給機構との比較です。特典を並べて最末の民間にも分るようなはつきりした表示ができないものであります。

○國務大臣(平野力三君) この關係資料を差し上げてあると思ひますが、この資料の圖解を御覽になつて戴きますように、從來よりは相當に單純化してあります。それから大體において機構は簡單になつて参りました。この部分がかようによくなるということを除き、明確に申上げることは、ちよつとできないのであります。この圖表によつて御覽を願う通りに、大體においてははつきり品物が公團を通じて一般消費者に届く。その間に横流れとか……或いはその他不便の點は十分これを緩和するといふことを申上げる以外に、現在の段階においてはいたし方ないと思ひます。この點で御了承願ひたいと思ひます。

得ればはつきり分るのでありますけれども、國民の全體は一面御覧を見て説明して歩くわけにいかないもので、この公團法を政府が提案した理由がどういふ點に特徴があるか。現在の國民生活の上にどういふ特徴があるかといふことを一言にして、或いは一目にして分る方法はないものでしょうか。

○國務大臣(平野力三君) これはその提案理由を一つよく徹底するように、非常に長い提案理由を書いておりますのであります。これをよく或いはラジオ、新聞その他の機關を通じてまして、何が故に公團方式に移らなければならなかつたかといふ點については、これを明らかにいたしたいと思ひます。

○岩木哲夫君 この新しい公團方式によると、製造業者と末端配給業者は別個の立場に置いておるようでありまして、從來の統制會社、統制機關といふものが今申上げましたように、政府が受入れの計畫を指令し、これの配給の計畫を指令し、價格を制定して消費の實體に割りよる配給責任を政府がすべて負つておるものを、更にそれを官營組織でやらなければならぬ、官營組織であつたらうと云ふやうなことは、一般社會通念をいたしまして、最近の情勢から見まして、どうも合點がいかない。そこに先程私が申上げた通り、世間全般を通じてどういふ官營組織は不可であつて、そこに政府當局のみがそれによいと言われているのは、どうもよく合點がつかない。官營ならよくよくが民營ならよくよくかといふ理由が、一般大衆にはどうして都合がつかないのでありまして、一般大衆のさういふ輿論に反對し

てまでこれがよいと言われる點と理由がどうも合點がつかないのでありまして、一手買取り、一手販賣の組織は必ずしも官營組織によらずとも、その事務に携わるものは民營組織であつてもよいと思ひます。それが新しい最近の政治動向であります。社會情勢でもあるわけでありまして、それを一般大衆がどうして官營組織はいかんと言つておるものを、お役所ではそれによいと言われる。これは東ねて申上げます通りどうしても合點がつかないのでありまして、さういふ點はどういふように一言で言えよといふのであります。その點を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(平野力三君) これは一つイデオロギーと申しますか、一般的なる輿論としては成るべく民主的といふ御議論があるので、何となく公團のやうな役人を以て構成するといふことに對して大きな反對があるといふことはもとより了承するのであります。が、さて然らば岩木さんの御意見のやうに、これを民營でやる。味噌とか醬油とか砂糖といふものを民營でやるに勝手にやることは許されないのだから、落着くところは大體においてかやうな機關になると思ひます。もとより政府といたしまして、非常に僅少なる品物を非常に公平に配給するといふ立場に立つ現段階においては、かやうなる官吏的な統制であるが、かやうな方法でやるのがよいと考へるのであります。いかように反對されましても我々はいよいよことに思つておるので、これ以上は議論になるのであります。大體この程度で御了承を願ひたいと思ひます。

○岡村文四郎君 實は公團のことなので其の申譯ありませんが、丁度農林大臣が委員會に御出席になつておりますので、非常に重大な要件で、急ぐことでありまして、御提示をお願いしたいと思ひますが、これは農林會が閣議機關に指定されるか、されないかといふことであります。實は北海道で今除蟲菊が出過ぎますので、御承知のやうに相當價格が高いので相當な金額を要しますので、資金を準備いたしまして集荷に着手いたさうとしたのであります。が、昨夜電話が参りました。實は中央金庫が御承知のやうに思ひやうに参りませんので、住友銀行から金を借りる約束をして、一應その金を借りることにしたのですが、住友銀行の本店から農林會は閉鎖機關に指定されるから貸してはいけぬといふので、取消すといふことで、政府にその點を十分聽いて即時返事をしろといふ電話が來たのであります。が、どういふことになりましたか。一つ腹藏のないお話を伺ひたい。何でも他から聞きますと、他の面でも非常にデマもありまして、いろんなことになつておるやうであります。が、解数は勿論されるにしても、今からさうなつては事業が止つてしまひます。是非共これははつきり明らかなにして置いて貰ふんと、農林會全體のためにならぬと思ひます。甚だ御迷惑かも知れませんが、この席で御意見を承わりたいと思ひます。

○國務大臣(平野力三君) 誠に御尤もな御質問でありまして、はつきりお答えいたしたいと思ひます。今回農林協同組合法が閣議を通過いたしましたので、議會に上程されることに相成つたのであります。この農林協同組合法が通過

であります。この農林協同組合法が通過
動搖のないやうに十分手配をいたした
ら、私といたしましてはこの公團法に
が、若しそいうにとでありますれば、
ここで申上げることは非常に困難であ

であります。この農業協同組合法が通
過いたしますと、農業協同組合の施行
規則というものに附随いたしまして、
順次農業協同組合が解散して行くのであり
ます。従つて或る意味において、農業
協同組合が解散を通過した瞬間に、
全國の農業協同組合は即時解散せられるので
はないかというふうな一つの風潮が起
つております。これは當然であります。
併し私共がいたしましては、この農業
協同組合法が通りました後、農業協同
組合の後の整理を行うかということにつ
いては極めて慎重に考えておるのであり
ます。御承知の通り農業協同組合は大體解散
までに八月の間の猶豫がありますので、
色々な清算をつけて一應これを官
廳に提出するに約二ヶ月の餘裕があ
るのであります。尙我々といつたしまし
ては、農業協同組合法が通れば、農
業協同組合は解散されるという、一つの理念
としてはなうであります。併し農
業協同組合法ができた瞬間において、
農民は自由に組合を形成することがで
きるものであつて、従来の農業協同組合
といふ農業協同組合を形成する自由を與
えらるゝということに相成りますので、農
民が農業協同組合の形成の一つの……その
ままのものを繼續するといふことは、
形式においてはできないのであります。
けれども、併し新しいところの農業
協同組合による立派な農民の團體を形
成することです。この點に
おいては従来の農業協同組合に從事せられ
た人々にも打開の方法は十分残さ
れておるのであります。で政府とい
ましては、この間の問題に關しては
特に農林大臣の談話を發表し、又その
他の方法を以ちまして、農業協同組合には

動搖のないように十分手配をいたした
い。殊に金融面においては、この點は
非常に重大な問題でありますので、
只今御指摘になりましたようなことは
特に注意をいたしまして、さうな動
搖のないようにして行きたいと思ひま
す。特に現在米の供出及び現在の食糧
事情等から見まして、農業協同組合に
な急激な變動を與へるということには面
白くないことと思ひますので、これは
農業協同組合法が本格的に議會に上程
されました場合において、或いは本會
議において、或いはこの委員會にお
きまして、我々といつたしましては十
分この點の内容を明らかにいたしたい
と、かように思ひます。

○佐々木廉蔵君 岩本委員の大臣に對
する質問に對して大臣は、輿論は反對
してもこの法案は實行するのだ。こ
ういふふうに言われたと考へますが、果
してそうか。そうであるとした場合に
は、政府ではこの反對はやつては困
ると思ふのであるが何らかの關係から
いふ方ないのがあるといふような解
釋していいか。この點をはつきりお願
いしたい。

○國務大臣(平野力三君) 公國法を改
府が採用いたしました直接の動機につ
いては、最初御説明をいたしました通
りでありますから、再び申しません
が、この點は御承知願ひます。それか
らこの公國法が、民主的でないとい
う反對論については、結局ここに盛つて
ありますところの物資が公平にして而
も適切に配給せられればこれはいいの
であります。而もこの公國法とい
うものは非常に永久的なものではなく、
現在の逼迫せる時局に對する應急的な
處置として採られたのでありますか

ら、私といつたしましてはこの公國法に
よる方式について、輿論の上には相當
な非難がありまして、實質の上にお
いては配給を公平にすることによつて國
民に答へて行きたい。こゝ思つてお
ります。

○佐々木廉蔵君 然らばお尋ねしたい
のであります。この公國法は國民の
ために作るものであります。或いは二
つの政府としての案を固執するため
に實施したいのか。この點をはつきり承
りたい。私が考へますと、かような案
を實施した際においては、今までの業
者、關係者が運賃をいたしておつた場
合と、今度實施された官吏になつた場
合との能率の上において、どれだけの
差があるかといふこと十分御検討にな
つて御實施になるか。この點をはつき
りしたいと思ひます。

○國務大臣(平野力三君) この點はし
ばし申し上げておられますように、こ
ういふ官營的な官營的な機構が、従
來やますれば御指摘のような缺點が
あつたことは、これは認めるのであり
ます。併し現在公國法による機構が、
必ずしも従來あなた御指摘になるよ
うなものとは、私は思わぬのでありま
す。これは、やり様によつては十分に民
主的にやり得る方法もありません。結
局國民に必要物資が届けば、これによ
つてこの問題は解消し得るのでありま
すから、私といつたしましてはこの方式に
よつて運賃をどうしきを得ることに眞全
を盡したい。かように考へております。

○岩本哲夫君 只今佐々木委員の質問
に對して、大臣は、公平に適正に配給
し得るならばよいのである。敢てこの
方式によらずともよいのであるとお答
えになつたと承したわけでありませ

が、若しそういうこととありますれば、
官營組織にあらざる他の方法によつて
もよいという意味に解釋してよろしい
かどうか、承りたい。

○國務大臣(平野力三君) そういふ答
えをしたのではないのであります。こ
の方式によつても適當なる物資が適當
に到着すれば、配給できれば、あなた
方の御指摘のような官營的であつて、
民主的でないといふ非難は、敢て私は
大して心配しない。この方式によつて
十分満足できるのだ。こゝ答へたので
あります。

○羽生三三君 内容の點でもよつと
尋ねたいのですが、第三十一條の「こ
の法律は昭和二十三年四月一日又は經濟
安定本部廢止の時何れが早い時にそ
の效力を失ふ。」といふ場合であります
が、これはどういふ意味でありますか、
どなたからでもよろしいのですが。

○國務大臣(平野力三君) これはし
ば申し上げておるうちに、この公國目
體が現在の時局に對しての非常な暫定
的なものであるといふことを申し上げた
のであります。併し、經濟安定本部が廢止
せられれば、それと同時にこの公國も
廢止せられるのであります。併し現實
問題といつたしましては、直ぐ安定本部
が廢止されるのではないのであります。
と、こゝなるので、従つて本條は法律
的にはこゝ書いてありますが、安定本
部は繼續するといふことを前提とし
て、この公國法も成立つておるわけ
であります。

ここで申上げることが非常に困難であ
ると思ひますが、例えば現在假に公國
法を廢止したとしても、ここに或る物
資が消費者の手に十分届き得るやうな
經濟状態になれば、安定本部も解散さ
れ、同時に公國も解散されます。こ
ういふ解釋を取つておるのであります。
それがいつ頃の時期に來るかといふこ
とはここで申上げかねます。

○佐々木廉蔵君 それは實施した際
においての問題であります。この法案
が實施された場合には二つの命令が出
るやうな感じがいたします。大體につ
いては安本からされ、安本の指示によ
つて農林大臣が實施されるやうになつ
ておりますが、かような上屋を築す
るやうなことは、なか／＼困難が多
らうと思ひます。これはこの法案に賛
成した意味ではありませんが、かよう
な上屋を築すやうな……主務大臣が
何でもやれるやうな法案ならまた別で
あるが、もう一つ主務大臣が納得して
も安本長官が納得しないといふのでは
實施できないといふやうな法案は誠に
國民が迷惑すると思ひます。それに對
する大臣の見解はいかがですか。

○國務大臣(平野力三君) 安本長官と
農林大臣との權能の問題であります。
が、安本長官の本案に及ぼしますとこ
ころの大體の體能は、指定重要物資の
綜合計畫といふものを、安定本部が立
てることになつておりますので、その
形においては安本長官は商工大臣、農
林大臣等の所管する物資の上に、形式
的に上におるのであります。これはど
うも現在の安本の機構といふものは、
さういふ機構である限りその通りであ
ります。併し實質面をいたしまして、
本案の施行に當つては、農林大臣がこ

の現物についての實質權を持つておるのでありますから、具體的な事實の上においては、農林大臣の意見が十分に行い得る。こういふ解釋の下に、私はこの公團法を採つておるのであります。もとよりこの逐條的に取り上げられておきますところの、各條文、條文の解釋をいたしましては、かなり難解な點があるものであります。これをいゆる法制的に論じますと、なかなか議論の多いところがあると思ひます。併し大體の氣構えをいたしましては、安本長官對農林大臣の所管の問題は、以上のような形において一應御了承願つて置きたいと思ひます。

○岩本哲夫君 只今の關聯する事項等でありまして、そういう物資需給上の機構において安本が上にあるということでありまして、元來物資需給上に關しての安本の上にあるということ、及びこうしたことについて、安本總務長官と國務大臣とが御心配をなさる。その官制というものは、どこの邊にあるのか。それが一つ、それ以前に先程大臣のお話の中に、こうした組織によつては皆さんの御心配をなくして、うまく行く自信があるのだというところであります。誠に御提案された以上は當然あるべき御所存だとは考えますが、こうした從來多數の從事員を擁して、最近思想がいろいろ變化したところのものを、全部これを官吏にするという趣旨であります。即ちこの食料品公團におきまして、油糧公團におきまして、數千名に近いものが役人になるのであります。この中にはいかがいなものもありまして、随分これらが一夜作りに役人になつたといふことにおいて、さなきだに統

制機關の業者の立場においても不親切であるし、横柄であるし、社會民衆のとかくの議論もあつた上に、一夜にわいて、いかがいもの者が直ちに役人になつて、役人風を吹かし、諸らん言動をするといふことが社會を惡く刺戟すること、目に見えて明らかであります。更に第十三條においては、これらの役人になる者にはいろいろこれは關係する賣買業、製造、保管、輸送等、これらに關聯する會社の株式を一株も持つてはいかんといふような工合に、殆んど副業その他、他の収入を得られる途を塞いでおるのであります。役人の給料が高いのか安いのか存じませんが、恐らく現在の官制におきまして、官吏の収入状態と、これらの實情を考えまして、相當収入が減ることにおいて、良い人は外れる、或いは入らない。いかがいもの者が役人になつて、これを運営するといふ上において、政府は十分の自信のある統制方式が得られるかどうか。恐らくこの機關におきましては、又社會の怨望の的となる虞れが殆んど明らかになつておられる。これが、こゝにいつた點においてはどういう御確信があるのか承りたい。

○國務大臣(平野力三君) 第一の安本長官と農林大臣との資格の問題であります。國務大臣といふ點においては、閣内においては全く同等であります。これは憲法の保障するところであり、問題は先程申し上げました通りに、安本長官が各省の上において一つの計畫を立てる。こゝに形式だけはその面に關してはやはり上位にあるのである。併し實質の官廳は、商工省においては商工大臣、農林省においては

農林大臣、こゝなつておりますから、事實の上においては主管大臣の方が實權を持つておる。こゝに解釋を私にわけておるのであります。この點に於いて尙法制的に御異議が御座りますらば、一つ法制局長官でも呼びまして御説明をいたしたいと思つております。

それから重ねてこの法案を施行する自信があるかどうかという御質問でございます。從來非常に少ない物資を國民に配給する上においては、餘程これが民主的にやつたとか、或いは業者に自主的に任じた。こゝに申ししても、やはりその弊害といふものはなか／＼抜けないのであります。やはり國民には相當の不満な點が多いのであります。併し今日私はこの法律が實際通過いたしました。公團をやる限りにおいては、私としては官吏であるから必ずしも民間人はいけなないという理由はないと思ひます。官吏は又官吏としてこの長所と、又官吏的な機構を持つておる。官吏としてのやはり公共性を持つて行ける部分があるものでありますから、私は飽くまでもこの方式によつて國民の期待に副うように主管大臣としては飽くまでやつて見よう。こゝに御見地を立つておることを申し上げて御了解を得たい。こゝに思ふのであります。

○佐々木龍藏君 私のお尋ねしました安本と主務大臣との問題は、事實上上ではなにかといふ懸念が大いにある。問題は今大臣の御答辭になりました計畫、即ち様々を作ることが安本の仕事であるように聞いておりますが、その枠を取ることに、いわゆる主管各部課長は骨を折つて、やれ／＼安本の枠を取

れた。これで一先安心だといふので、安本より枠を取ることに汲々として、それでこの本體であるところの公團、公團を實施した場合に、その方がおろそかになつて、空になるという場合が多分にあると思ひます。

それから一つ若委員の質問に對する御答辭であります。私は大臣の、官吏は官吏としての特徴があるということについては私も同意であります。それは官吏になられた人は、學校を出て官吏を志して大いに勉強された人であるから、官吏としての機能を發揮せられると思ひますが、今回實施せられますところの公團の官吏は、一夜作りの官吏でありまして、官吏の眞似ができるかどうか。この案つたところの何十年の習慣が、一夜作りの官吏になつて、果して大臣が思われるような良い官吏、良い配給員になれるか。この點が誠に心配であります。大臣は野に居られる時は、誠に民間の事情をよく御承知になつておるから、私が説明せんでも、よくお分りと思ひますが、こゝにいかがいかがであります。

○國務大臣(平野力三君) どうも重ね重ねの御質問で、同じことを答辭することになるのであります。結局それはあなたの方の御意見の通りに、かような機構を用いないで、ただ民間に味噌や醤油、砂糖、鹽の配給を任せる。こゝにいいまして、やはり品物が少ない限りにおいては、諸般の弊害を指摘せざるを得ないのであります。そこで私といたしましては、とにかくこの法案は政府として提案をしなければならぬ原動力の問題は、最初申上げた通りであります。従つてかような形において出て参りましたのであります。

ら、要はこれが通過した後において、御指摘のような弊害がないようにこの機構を運営する。この點については誠意を以て善處する、努力する。そうして國民の期待に反しないようにするといふ點で、この部分に關することは御了承願ひたい。こゝに思ひます。これ以上は見解の相違で、幾ら議論をいたしても議論の盡きないところでありまして、御了承願ひます。

○佐々木龍藏君 今私のお尋ねしたのは安本の枠を取るために汲々としておるやうに考える。そうして枠が決まつたら、やれ安心したといふやうな嫌いが多分にあると思ひますが、こゝにこゝであります。

○國務大臣(平野力三君) これは安本の大體の機構は、例へば農林省は食糧、商工省は石炭、鹽、煙草のやうなものは大藏省と、こゝにやうに物資が各省に分れておるのであります。例へば農林省が鹽が欲しいと言へば、大藏省は鹽を運るには石炭が要る。こゝにやうに循環して、品物が各省々々だけでは片付かない關係になつております。従つて本來ならば經濟關係會議において各大臣がやればよいのであります。そこで各省綜合して新しい物資の計畫を立てるために安本といふものができた。その動機は、大體私が申し上げるまでもなく皆御承知の通りであります。従つて嚴密に言ふならば、この安本の機構といふものについては、相當議論のあるところでありまして、現在公團を運用するに當つて、安本に主管大臣たる農林大臣がそんなにぎやう／＼いじめられたり、又一々枠を取るために頭を下げなければならぬといふことではなく、綜合的な面におけ

るものであると私は信ずるのであります。またしたる所管大臣としては當然の義務

○國務大臣(平野力三君) 農林協同組

るこれらの物資が、安本というものにおいて一應管理をされる。實質面においては主管大臣が十分管理してやるということについては、餘り御心配なくしてよいと思つております。

○委員(補見委員) ちよつとお話いたしました。委員外の一松商業常任委員長から發言を求められておりますが、發言を許したいと思つておりますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員外議員(一松政二君) その點については、常任委員長は各委員會に出して發言する資格があるのであります。許可を得て發言するという順序はちよつと違つておりますから、ちよつと御参考のために申し上げます。

○委員(補見委員) その點は、委員の質問がまだ終了しておりませんので、そういうわけでお話したのであります。

○委員外議員(一松政二君) そういう意味なら結構です。

私は先程來、農林大臣のこの公團を設立するに至つた動機とそれから、これがいよいよというのの説明をここで承つておつたのであります。どうもまだはつきり分らない。というところは、重要物資を公平に分けるのであるから公團がいいというふうに一方では言われるし、一方ではいゆる獨占禁止法に引掛かるからいけないというのと、どつちが主であつたのか、はつきり私には了解できないのであります。今まで私は酒類配給公團について伺ひましたが、別に配給公團になつたから特別になるというところは言つていないのであります。農林大臣は、今の配給機構では非常に不正が行われてお

る。積流が多い。それ故にこういう配給公團を作るといふふうに一面には御答辯いたしておられる。そのいづれがこの根本の趣旨であるか。それを先ず承わりたいことと、私の獨占禁止法案は、何らそこに事業者が自主的に、公共の福祉に反して國民一般大衆の利益を考へずに我がままなことをやるというものに對して、獨占禁止法案の趣旨はあるのであります。趣旨から行けば、今やつておる統制方式が、獨占禁止法案のその精神の上から引掛かるは考へられないのであります。ただ形の上において獨占禁止法の第五條に、事業者が一手買取、一手販賣のやうな結合をしてはいけないという形式上にかかつておると、他の委員會では承つておるのであります。然らば先程岩本委員から指摘されましたやうに、事業者がそういうことをやつちやいけないというのであります。事業者以外の方法で、官吏機構によらずともやる方法はあるかと私は考へるのであります。それを一躍して、これを全部官更にして、官更方式にやるということに、國民全體として、私はこれに不賛成であると思つております。いゆる官吏にせずして……而も農林大臣は、今の配給方法ではないからと云うのでありますけれども、私はさういふは考へられない。多分獨占禁止法案に引掛かるから、こういう形式を持つて來たのだというの方が正しいのであらうと思つてあります。それによつて、今より公平に配給ができることは私は信じております。ただ昨年の十一月かにその方面からのお話があつたということ、すべての物資にこの公團方式を採らうとしてお

るものであると私は信ずるのであります。従ひまして、ちよつと問題を離れまして、先頃私は石炭の觀察に参りましたときに、石炭の國家管理について、労働組合の方々が官僚統制には絕對反對だ。管理は民主的の管理方法であつて、若しこれが官僚統制に墮するならば絕對反對だといふことは、恐らく大臣の御所屬なさつておられる。而も今の官吏が悪いといふのはなくして、官吏という組織の中に國民が入つた場合に、甚だ残念なことではあるが、日本人は、いゆるアメリカ流の公僕という精神に徹して行くことができずして、とかく官尊民卑であつた時代の弊害から成張ることの方が先になる。従つて官吏といふものを國民が非常に好まない。公團になつてから非常によくなるやうな御答辯でありますが、私はその點について大臣の御答辯は、一體どつちがこの公團を主張される根本であるのかを、もう一度はつきり承わりたいと思つてあります。

○國務大臣(平野力三君) はつきり申しますならば、從來の統制會社が獨占禁止法に觸れる。こういう形においてこれを改組しなければならぬ。こういう認識に立つておるのであります。然らばといつて、新しい公團が從來より悪いけれども止むを得ずやるのだと、こういうことじやないのです。かような公團にいたします限りにおいては、從來よりもつとよく運用をいたしまして、國民の期待に副うようにいたすといふことは、これを提案いたしたるもの所管大臣としては當然の義務でありますので、この點は私は、種々御懸念はありましようけれども、全力を擧げて、全誠意を以て、國民の期待に反しないやうに、この運用を誤らないやうにと、こゝろ申上げておるのであります。

○委員外議員(一松政二君) 今の統制方式で、獨占禁止法に引掛かるから公團によつたといふ御答辯でありますが、然らば公團によらずして、獨占禁止法に形式上觸れない組織をお考えになつて見たことはあるのであります。うか、ないのではありませんか。その點をはつきり承わりたいのであります。

○國務大臣(平野力三君) それは他の方法を考へて見ておらんののであります。勢いどうしてもこの公團方式、この程度に移行しなければならぬと考へたのであります。

○委員外議員(一松政二君) その點につきましては私は他の方法があると確信するのであります。これは意見の相違でありますから、今日は大臣に對する私の質問はこれで打ち切つておきます。他に私は方法があるといふことだけを申し上げておきます。

○岡村文四郎君 先程お尋ねをしてお返事を頂きましたが、實は大臣のお話になられたことと違ひまして、實は、これは御無理かも知れませんが、農業者が閉鎖機關に指定されるかされないかといふことを、はつきりはお話してください。かゝる知れませんが、そこで非常不安があるのではありませんか、その點をここでばかりでなしに、ラジオなり新聞なりで遠いのないやうに一つ申上げなければならぬと思ひますが、この點一つどうぞ。

○國務大臣(平野力三君) 農業者協同組合が提出をせられ、それから起つて参ります農業者の動搖に關しては、極めて重要でありますので、御指摘になつたやうな弊害のないやうに、あらゆる方面において努力をいたしたいと思つております。

○岩本哲夫君 これは委員長にお話いたしますが、先程來公團問題につきまして、いろいろ委員から當局に質問申上げ、大臣からも御親切なる御所見の御披露があつて委細は承つたのであります。殆んど、各委員からのお尋ねに對する點と、大臣がお答えなされた點とは、殆んど各委員共意見が相違しておるやうに下承いたしました。一致いたしておる點は眞に少ないのであります。私たちはこの公團法の各條文、その他細目につきましても尙多數の疑義があるのであります。こゝういふ工合に、もう殆んどが根本的の意見の相違のまま、この案はこのまま審議を續行されます御意思がありますか。その點をお伺ひしたい。

○木下源吉君 只今のお説ですが、黙つておれば何かしやべつた人に賛成だといふやうに考へられることが、どうも少し行過ぎじやないかと思つてあります。私もいろいろお説を伺つておる中に、大臣に一つ聴きたいと思ふ。由來私は、營利をなくして配給といふものをこの時期には採らなければいかんのだといふことは、これは國民全部といひますか、大多數の勤務階級はそう思つておるのであります。一方に協同組合を作り、一方に消費者の協同組合を作つて、これを育成して行つて、今まで仕入れて來たのに儲けら

け獲れるかという、これが基本原則になつておりますので、この面だけから見れば、作ればどれだけでも賣れるという、そういう多量なる賣れ口というものがある。それが考へ得られない點だけは、現在の蠶絲業においては十分考へなければならぬ。従つてどん／＼桑を植えて、現在食糧がない⁽¹⁾、尙桑畑を焼いて行くと云う程に我が國の蠶絲業といふものを奨励するということについては、總體的なる關係から見て、これは行き過ぎであると思ひますが、現時の桑畑を擁護して、現在の我が國の蠶絲業を現状において相當これを護るという點においては、現在のところ私はかように考へて行きたいと思ふのであります。以上大體の方針を申し上げます。

それから繭を買ふところの資金、即ち購買資金の問題について、いろ／＼御要求があるようであります。これは農林大臣といはしましては、大蔵大臣に十分折衝いたしまして、この面については十分盡力をするつもりであります。

○島村軍次君　只今の御答辭によりまして、大體は諒承したのであります。が、この問題は農林經營の今後に対する問題と關聯し、且つ桑園の整理、減段といふような問題に關聯を持しまして、單に國內消費、或いは現状のままを以て大體やり得るのだという程度では、なか／＼養蠶業者が納得が行かないのじやないかと思ふのであります。

尙且つ先般新聞紙上に、桑園整理、桑園の減段をやらせると、こういうことが出ておりましたので、この點に対する御見解と、それから政府は先きに蠶絲業の五ヶ年計畫を立てになつてお

ります。その五ヶ年計畫によりますと
いうと、年々桑園も擴張し、或いは製
絲に對してもどうか、或いは製絲以外
の、桑園以外の生産技術の點につ
いてはどうかというやうな、各段につ
いての計畫を立てて、その段に
沿つて著々進んで参つていたのであり
ますが、只今大臣の答辭によりますと
いうと、現在の程度ならばというやう
な、非常に消極的の意見であると思
います。先般製絲局長が、これは非公
式で、研究會でありましたが、その時
のお話し合いと多少齟齬した點もある
ように思われるのであります。そう
いう點に對して國民にはつきりと御明
示を願ひたいと同時に、このアメリカ
におけるナイロンの問題は、國民の知
識の程度も不十分な點があると思
います。これらに對する見解を併せて承
わつて見たいと思つております。
尙資金につきましては、購辦資金と
いうことも一つの考へ方でありま
すが、結局購辦のために金が製絲業者
に渡らない。製絲業者に渡らないとい
うことが、結局今後の購辦資金に影響
すると、こういうことになつておるの
であります。これらに對しましては、積
極的に大臣自身が十分この資金の面
に對する知識を豊富にされまして、御研
究された上で、積極的な御對策を講ぜ
られんことを希望いたします。

すというやうなことは、現在の段階に
おいては大體好ましくないものであり
ますが、併し特に桑畑を潰して、桑園は
非常に前途のないものであるというや
うな態度は絶対にとらないのでありま
して、従ひまして、製絲局長といひま
しては、かような状況の下に積極的な
製絲業者の五ヶ年對策というものを立て
てやつておられますことは事實でありま
して、農林大臣といひまして、養
蠶業の前途について十分あらゆる方面
を勘案いたしまして、努力を惜しまな
いというところは當然であります。ただ
繰返して申しますのは、むやみに、實
際上の繭の賣れ方、生絲の賣れ方とい
うものの具體性を掴まないうちに、今
日養蠶業は非常に前途あるというや
うな空想を付けて、勢を付けるとい
うことも又これ無責任なことになりま
すので、この點については堅實な態度を
とりたいと、かように思つております
のが現在の心境であります。

十分盡力したいと思つております。
尙繭の、いわゆる買上等に關するこ
ろの資金面については、農林大臣と
しては十分に御指摘のやうな點を盡力
いたしますことは、これは當然であり
ます。

○委員外議員（一松政二君） 私は本會
議の農林大臣に對する質問の中で青果物
に對する統制はどうなつておるのか。
統制しておるのか。統制してないの
か。或いは價格統制等はどうかとい
ふのか何つたのであります。青果
物に對する御答辭がなかつたのであり
ます。丁度幸いに農林大臣がここに
見えなつておられますから、この青果
物の統制をどういうふうに考へてお
られるか。或いは自由販賣になつてお
るのか。或いは價格だけ統制してある
のか。或いは價格だけ統制してあるの
か。どういふ統制の段階に考へてお
られるのか伺ひたいのです。

○農務大臣（平野力三君） 野菜は統制
してあります。

○委員外議員（一松政二君） 野菜は分
つてゐる。果物です。

○農務大臣（平野力三君） 果物の統制
に關しましては、現在統制を徹底した
してゐるわけではありません。併しこ
の統制問題については、現在行われて
おりますところの統制の實情という
ものが甚だしく統制の方式に沿つてお
らない。こういうことは認めておりま
す。従つて新たに果物に對するところ
の統制方式をいかにするかと
ことは現在研究中であります。これに
ついては近く成案を得ましたならば一
つ御相談をいたしたいと思つておりま
す。

○委員外議員（一松政二君） 値段の統
制もないのであります。業者の自由

になつておるのであります。その點
について、非常に今果物の出廻り時期
でありまして、果物はどこへ行つても
ある。そうして値段も相當高い値段が
貼つてあるのではありません。若し統制
ないならば、各自が勝手に産地から競
争で買つて來ると共に、又賣る方も競
争で賣ることができ、従つてもつと
價格が安くなるであらうと思つが、そ
の點について伺ひたい。

○農務大臣（平野力三君） これは統制
はしておるのであります。今申しまし
た通りに統制をいたしておりますが、
統制の目的に沿つておらないという實
情を承知してゐる。こう申したのであ
ります。（笑）従つて現在の段階にお
いて、いかようにするがよいかとい
うことは研究中でありますので、成案を
得たならば一つ御相談をして發表した
いと思つてあります。

○委員外議員（一松政二君） 然らばそ
の統制の研究の結果或いは値段等につ
いては、いつ頃御發表になる御決定で
あります。その點を承わらないと、
果物がなくなつた後にさういふ問題が
起きて仕方がないと思ひます。

○農務大臣（平野力三君） 成るべく早
くいたしたいと思つております。（笑
聲）

○木下源吾君 本委員會は一つの目的
を以て開いておるのであります。然る
によそから委員長であるか、なんか來
て、さうしてこの目的以外のことをど
んどんやられたのでは、議事進行の形
式上甚だ遺憾だと思つてゐる。この點
については委員長も一つ御考慮を願
ひたい。

○委員長（楠見義男君） 私から申し上げ
ますが、主題は一應打切つて、幸い農

林大臣がおられるから、この前に質問
になつて答辭の留保されておるものも
ありますし、それに關聯して二三質問
を許したということになつた次第であ
ります。……

○木下源吾君 こんなことでは困る。

○（同感と云ふ者あり）

○佐々木康藏君 先般の委員會にお
いて大臣に對して質問をいたしました
大臣から留保されました結果を八八
にすることに對しての御意見を承わり
たい。研究して御返事をするというこ
とでありましたが、御研究になりました
か。

○農務大臣（平野力三君） まだ研究の
途中にありますから、この次に願ひま
す。

○委員長（楠見義男君） それでは一應
委員會はこれで閉じまして、あと懇談
會でもやりたいと思ひますから、さ
ういふに御了承を願ひます。

午後三時三十分散會
出席者左の通り。

委員長 楠見 義男君
委員 太田 敏兄君
門田 定藏君
羽生 三七君
西山 龜七君
平沼彌太郎君
岩木 哲夫君
小杉 繁安君
佐々木康藏君
竹中 七郎君
宇都宮 登君
岡村文四郎君
河井 彌八君
島村 軍次君
寺尾 博君

藤野 繁雄君
 松村眞一郎君
 坂野 勝次君
 廣瀬眞兵衛君
 委員外議員
 商業委員長 一松 政二君
 國務大臣
 農林大臣 平野 力三君
 政府委員
 農林政務次官 井上 良次君
 農林事務官 三堀 參郎君
 (食品局長)
 食糧管理局長官 片柳 眞吉君

昭和二十二年九月二十日印刷

昭和二十二年九月二十二日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局